
第1回 日吉津村議会定例会会議録 (第3日)

平成29年3月7日 (火曜日)

議事日程 (第3号)

平成29年3月7日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (10名)

1番 河 中 博 子	2番 景 山 重 信
3番 松 本 二三子	4番 加 藤 修
5番 三 島 尋 子	6番 江 田 加 代
7番 山 路 有	8番 井 藤 稔
9番 松 田 悦 郎	10番 橋 井 満 義

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操	総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子	福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 松 嶋 宏 幸	建設産業課参事 益 田 英 則
教育長 井 田 博 之	教育課長 松 尾 達 志

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（橋井 満義君） 皆さん、おはようございます。

昨夜より若干寒くなりましたけど、体に留意されまして、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は 10 名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（橋井 満義君） 日程第 1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日、通告をいただいております議員の皆様の紹介をいたします。

本日は、通告 6 番より通告 9 番までの 4 名の議員から通告を受けております。

通告 6 番、議席番号 8 番、井藤稔議員。通告 7 番、議席番号 6 番、江田加代議員。通告 8 番、議席番号 3 番、松本二三子議員。通告 9 番、議席番号 5 番、三島尋子議員。以上、4 名の議員の一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

まず、通告 6 番、議席番号 8 番、井藤稔議員の一般質問を許します。

井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 皆さん、おはようございます。

通告をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思えます。8 番、井藤でございます。

議員になりましてから、1 期と半期と申しますか、1 期と半分ちょうどなりますけども、一般質問、この朝一番にさせていただくのは、実は初めてでございまして、このたびから 2 日に分けて一般質問をさせていただくようになったことから、朝の第一番にさせていただくことになりました。朝一番というのは、初めての経験でございますので、要領よく質問させていただきたいと思えますけども、間違いありましたら、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

本日は、3 点について一般質問させていただきます。第 1 点が、基本条例施行への首長の対応ということでございます。第 2 点目が、防災ボランティアの整備計画について伺いたいと思えます。第 3 点目が、迅速・柔軟な予算執行について、質問をさせていただきたいと思えます。以上、

3点について質問をさせていただきます。

一昨年7月であったと思いますけども、議会のほうでは議会改革を行おうということで、特別委員会を設けまして、議会改革の一環としまして、議会基本条例の作成に着手をいたしました。本当に長い間かけて検討してまいりましたけども、先月には最終的な執行部との協議も終わりをまして、今議会に議会のほうから発議予定にいたしております。今議会の冒頭にも特別委員長のほうから、その旨報告させていただいたところであります。この件につきましては、昨年、平成28年の6月と9月の2回だったと思いますけども、私も6月と9月の2回であったと思いますが、議会基本条例に対する村長の基本認識などにつきまして、質問させていただきました。当時は、まだ議会でも最終的な検討、あるいは協議をまだ持ちかけていない時期でございましたので、村長のほうからも、時期が尚早じゃないかということで、具体的な答弁につきましては差し控えられたという経緯がございました。今議会に発議で上程予定でございます。この段階になりましたので、現時点での議会基本条例に対します村長の、今回の発議に対します現在の村長の心境について伺いたいと思いますし、また、この議会基本条例に対します村長のほう、執行部の責任者としての期待はございますでしょうか。それから3点目が、自治基本条例、既に本村では施行になっております自治基本条例、新たに議会の部分について補完する意味での議会基本条例、これにつきまして相互の条例の関連、これにつきまして村長の考えられるところについてお聞きしたいと思います。そして、最後に、村長としての今後の行政姿勢、何か変わる部分がありますでしょうか、どうでしょうかという点について伺いたいと思います。これが、以上1点目でございます。議会基本条例施行への首長の対応はということでお聞きしたいと思います。

2点目が、防犯ボランティアの整備計画について伺いたいと思います。御案内のとおり、東日本大震災、熊本地震、鳥取県中部地震、立て続けに震災、地震等の被害が発生いたしております。そして、それぞれの震災の発生の都度、やはりその中ではボランティアの活動が非常に目につくところでもあります。また、非常にある意味では成果が上がってるんじゃないだろうかという気がいたしております。ボランティアの支援がやはり十分機能、今後していくためには受け入れ側の体制が、ぜひ早期受け入れ側の体制の整備を図っていくことが必要であろうかと、このように思います。先般、村のほうでも防災基本計画が策定されております。その中でも、ボランティアの支援の受け入れということで1項目設けてありまして、記載がございます。そういうことで、ボランティアの整備計画について、次の4点についてお尋ねしたいと思います。

まず、現時点で、ボランティアの受け入れ計画、具体的な内容については検討がなされておりますでしょうか、どうでしょうか。それから、現在までの検討、もしされておるとしたら、

現在までの検討状況と整備状況についてお聞きしたいと思います。また、受け入れに必要な人員や資機材の確保等につきましては、どのような計画をお持ちでしょうか。あるいは4点目としましては、ボランティアをやはり受け入れるということだけじゃなくて、逆に今度はボランティアを出す場合のやはり検討もぜひ必要じゃないだろうかと思うわけでありまして、この点につきましても、あわせてお聞きしたいと思います。

3点目が、迅速・柔軟な予算の執行についてお伺いしたいと思います。いろいろ村民の要望がございます。また、それに対しまして、行政懇等で、執行部のほうも各自治会等に出ていかれまして、いろいろその要望等を聞き、その推進に当たられているところでありますが、やはり依然として行政の対応が遅いと、いろいろこれは立場立場によって違いますし、物のとり方もあろうかと思いますが、そういう声が依然としてございます。特に予算が伴うものにつきましては、やはりもう少し対応を早くしたほうがいいじゃないかという声があるし、また、議会としてもそのように感じることもあるわけでありまして。やはりいまま少し迅速、あるいは柔軟な予算執行ができないだろうかという感じを受けます。そこで、次の3点についてお聞きしたいと思います。

予算案の中には、今回も一緒ですけども、当初予算の段階で予備費の設定がございます。このあたりの運用状況について、1点お聞きしたいと思います。それから2点目が、予備費の執行事例というのはあるんでしょうか。あるとしたら、その対応についてお聞きしたいと思います。また、同じような迅速・柔軟な予算執行という点からでございますけども、予算流用、あるいは枠予算等の運用状況について検討されているような状況があれば、その点についても伺いたいと思います。予算執行につきましては、御案内のとおり、予算につきましては、議会は議決権であり、予算の編成と執行につきましては、村長のほうの専権事項ではございますけども、やはりそこまできっちりその運用状況についても改善できる部分があればということで、ぜひ伺ってみたいということで質問させていただいております。

以上、3点、まず質問させていただきます。必要がございましたら、再質問をさせていただきます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 井藤議員の一般質問にお答えをしております。

まず最初に、議会基本条例への首長の対応はということでございますが、議会基本条例については、今議会で発議予定だというふうに伺っておりますので、発議後、改めて求められるということであれば、正式な回答にしたいと、その見解を述べたいというふうに思いますが、現段階ではまだ発議がないということですので、どこの時点で判断をするかということでは、2月8日に、

議会基本条例について、議会とのすり合わせを行ったということでもありますので、そのことでの所感を申し述べさせていただきますと、基本的には日吉津村は自治基本条例を村の最高規範だよということですので、村も議会も最大限尊重するのだということでございます。自治基本条例以外の他の条例等の制定を行う場合には、自治基本条例で定める事項を遵守しなければならないということで、あらゆる条例が自治基本条例との整合性が一番だと述べさせていただいたところでもあります。加えまして、一般質問の際に趣旨を確認できるとの点に対しては、村民に対し、論点や争点を明確にするため、また、議論の活性化につながると考え、反問権について意見を述べさせていただきました。

議会の一般質問の答弁書の議会への事前配付については、一般質問の答弁書というものは、本来存在しないものであって、首長のメモでありますので、その提出の必要性はないというふうに、基本述べさせていただいたところでもあります。それから、議決事項の追加については、総合計画の策定が義務づけから努力目標に変わっておりますので、議決事項の追加については、必要最小限の議決事項の追加としていただくよう意見を述べたということで、以上が、いわゆる首長の反問の部分、答弁書の議会への事前配付についての部分、それから、議決事項についての部分、その3点を基本に言わせていただきましたけども、前提としては、自治基本条例が大きな柱としてあるということで申し述べさせていただいたものでございまして、それを受けて、きょうの井藤議員の御発言の中では、執行部との調整も済んだということであったというふうに思いますが、この後、今定例議会に発議予定だということでの段取りかというふうを受けとめてのお答えとさせていたいただきたいと思いますが、その中で、いわゆる議会基本条例の施行について、村長は何を期待しているのかということがあったかと思いますが、その件については、議会として住民の皆さんに情報公開をしながら、住民との議論がされたものが、またこの本会議の中で議論をされていけば、さらに住民と近い議会になっていくのではないかとというふうに思っておりますので、そのことを期待をしております。

首長として何が変わるのかと、首長としての姿勢ということで問われておりますけども、やっぱり議会の中で、議会として住民と一定の議論をされてきたものが上がってくることも期待をしておりますし、それによって住民の皆さんの意見を議会が把握されて、そこに議論を首長に提案をされるということになりますので、それは受けとめるべきものであるというふうに考えておりますので、そのようなことで答弁とさせていただきます。

次に、防災ボランティアの整備計画についてでありますけども、本村の地域防災計画において、ボランティアセンターは、日吉津村社会福祉センター内に設置するとしておりますが、きのうか

ら、おとついでからですか、長野県の防災ヘリが墜落をするという本当に痛ましい、訓練に向かう事故だったということで、かつて県の防災ヘリが事故を起こしたってのは2度あるようで、和歌山県にもあったようですが、非常にあってはならない残念なことでありますが、100かゼロでいったときには、ゼロではないということですので、非常に残念なことで、亡くなられた方には哀悼の意をあらわすものでありますが、決してそれが防災訓練をすることの勢いをそぐようなことになってはならないというふうに思っております。

社会福祉センターにボランティアセンターを設置するわけですが、設置に当たっては、福祉保健課で組織する避難所班が社会福祉協議会と協力し、窓口となったり、災害対策本部及びボランティアコーディネーターと連絡を密にとりながら、常に迅速な対応が図れるよう心がけることなどを記載をしておるところであります。社会福祉センターのほうでも記載がされておるところであります。

それから、毎年実施しております村防災訓練では、社会福祉協議会にボランティアセンターの設置を依頼し、実施をしております。実際の災害では、鳥取県社会福祉協議会がされているガイドラインに沿って、ボランティアセンターの開設や運営が実施される予定であります。そして、それに対し村の災害対策本部が必要な支援を行うということになりますが、受け入れに必要な人員や資機材の確保、状況等につきましては、それはまだ御指摘のように不十分だというふうに思っていますし、資機材については、これからの段取りの部分も相当あるというふうに思っています。それから、人員等については、災害の規模によってその都度判断を迫られるということが出てくるというふうに思いますので、各地の災害の状況などを目にしながら訓練を重ねていく必要があるというふうに考えております。

それから、ボランティアを出す場合の検討の必要性というのは、御指摘のとおりでありますけれども、ここは不十分であります。災害の規模によりますし、距離にもよりますので、例えば東日本の派遣と中部の派遣とは、また状況が違いますので、その都度判断をしていくことが大切かなというふうに思いますけれども、ボランティアですので、村民のボランティアを募る方法もありますし、行政にかかわる人員を配置するというのも、派遣するというのも考えられるわけですので、あくまでもボランティアでということになると、そういう対応にならざるを得んかなというところで、これをもって2番目の答弁とさせていただきます。

そして、3番目ですが、迅速・柔軟な予算執行への配慮ということでございまして、普通会計にあっては、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならないというふうに、自治法上で定められております。いわゆる予算の超過支出に充てるために自治法上で定められておると、予備費を計

上しなければならないというものであります。制限規定がありまして、議会の否決した使途に充てることはできない。我が村は500万円の予備費を計上を、例年しておるということでありませう。

それから、財務規則の中で、人件費に属する経費、公債費、事業費のうち食糧費には充当できないとおるというものであります。執行事例の有無と態様ということで、過去5年間で確認をしますと、平成27年度に太陽光発電パネル補助金の不足による充用が40万円、水道管破裂の際の災害物資、雪害対策用の水でありますけれども、これが6万円相当、それから、流用と枠予算の設定検討ということではありますが、基本的に予算編成のときに流用などは極力避けて、そして、予備費の充当も極力避けてということで、予算の編成に当たっておるわけございまして、今回の雪害対策あたりは、どちらかといえば予備費充当でもよかったのかなというふうに思われますけれども、総額の把握が時間がかかったということでもありますので、専決処分処理をさせていただいたというものであります。

流用や枠予算ということでは、予算編成においては、予算査定を積み上げ方式を採用しておるところであります。当該年度の見込み額を十分に精査上で編成し、議会へ上程をするという姿勢であります。執行過程で不足額が生じた場合は、そのおそれがある場合は補正予算、予算流用、予備費充当という方法があるのは承知しておりますけれども、流用という事例はあんまり同一、同一款だかいな、同一目だか。（「款内」と呼ぶ者あり）同一款内、同一節か、節だかいな。節だかや。節を動かすんでしょう。（発言する者あり）目だな、目だ、同一目内での移動しかできないということで、節を動かすことはできるということですので、おのずと制限があるというようなことで、できるだけ流用は避けるというふうにしてはしておりますが、本当にこれは年度末のいよいよ足らんというときに、同一目内の流用をしております。そういう意味では、井藤議員の質問の中でおっしゃっておられる迅速・柔軟な対応ということですので、鳥取県あたりの予算の予備費の充当の仕方は額も大きいですし、早いということがありますので、基本的にこれまで予備費を充当するようなことはしないような形で、予算編成をしてきた経過がありますので、御質問の件については、いわゆる住民の必要性や予算の不足する部分の必要性等について十分判断をしながら、迅速で柔軟な、そしてまた補正でやるべきタイミングがないというような、特にそんな緊急を要する事案について執行をしていきたいというふうに考えますので、そのようなことを申し上げて、井藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ありがとうございました。

二、三再質問させていただきたいと思っておりますけれども、まず、議会基本条例の関係であります。先月まで、協議がぎりぎりまでなって、ほんに直前まで、今回議員発議という形にはなりましたが、大変窮屈な中での協議になったと思っております。そういう意味では、本当に大変御苦労かけたと思っております。執行部の中でも各課の、多分課長が中心になって取りまとめされたりされたんだと思っておりますけれども、非常に議会の基本条例に対する御意見としてまとまったものをいただいております。直前になってでしたので、もう少し早うああいうのはいただけないかという、こちらの気持ちはございましたけれども、本当に真摯に対応していただいたと思っております。改めまして、お礼を申し上げたいと、このように思います。

その上で、少しちょっとお聞きしたい点がございまして。先ほどの村長の答弁にもありましたんですけども、その観点からでございます。まず、議会基本条例の施行に対してへの議会のほうの、まず期待でございますけれども、やはり御案内のとおり、自治基本条例が最高の規範だということにして、それに関する点でも、協議の中でもいろいろ御意見いただいたわけですけども、いろいろ協議、あるいは説明会などでも話をさせていただきましたけれども、やれ自治基本条例の抜けとったっていったらおかしいですけども、不十分だった部分がやはり今回の議会基本条例に規定した部分になろうかと思っております。そういうことで、議員はそれぞれがめいめいに期待する、意見が多少違うところはあるかと思うんですけども、最終的にここまでいろいろ意見の違う中で、議会のほうでもまとめてきたという経緯がございます。その中で、私、やはり一番期待、私自身が期待しておりますのは、やはり行政と議会がもっともってこれによって情報共有ができるんじゃないだろうかという点が1点でございます。それから、議会の、特に執行部との関係になりますけど、その中で、議会の機能が強化をやはり図っていく、地方分権に合わせて議会機能の強化も図っていくという、この2点が特に、私の気持ちとしてはやはり期待しているところでございます。そういうことで、ある意味では議会、議員のほうも意識改革を今後していかにゃいけんなどということがございます。

実は、先般、2月だったでしょうか。県の町村議会の議長会ございました。広報誌が入選したということで、実は広報広聴常任委員会の代表ちゅうことで行かせていただきまして、賞状を受けさせていただいて帰ってきたわけですけど、その中で、以前村長もやっておられたわけですけども、県の町村会の小林会長さんから話がありました。やはり執行部のほうの来賓ということで来ておられたわけですけども、その中で、議会と首長はまちづくりの両輪と言われるけれども、両輪両輪とはよく言われるけども、それは両輪は前に進んで初めて両輪と言えないか。片方は前に行きようし、片方はバックに向かって走つとるしというようなことじゃ、というこ

と意味合いで、私、そういう意味合いで言われたんだなあというふうに、実は感じたわけであり
ます。やはりこれはともに前進して、そりゃいろいろ執行部の立場、それから議会の立場、それ
ぞれの使命も違っておるわけですから、そのあたりはしっかり議論すりゃええわけですけども、
要は少しずつでも、一歩ずつでもやっぱり前に進んでいこうという、やはり姿勢が今後ますます
必要になってくるんだらうなという気がして聞かせていただきました。同じようなことを、同じ
気持ちでおられるんだなあというふうに、私は実は受けたようなわけであります。

それで、あわせて、そしたらどうしたらいいだろうかということがありました。先ほど村長
の中からも、いわゆる答弁書の事前提出だと、それぞれの立場がありますから、今後いろいろ考
えながらやっていけばいいことだとは思いますが、その情報共有ということは、やはりキャ
ッチボールでもできるような段階まで、今後進めていくことがぜひ必要じゃないんだらうかとい
う気で聞かせていただきました。特に、私も今まで前回の質問等でもお話しさせていただいてお
りますけども、やはり首長としての村長に集まる情報というのは絶大なものがあります。これは
もう紛れもないことでして、職員全ての情報が、職員の皆さんの目、耳から通じて入ってくる情
報が全て村長のところに入ってくるわけですから、そういう意味では、議会などとの情報量では
全く違います。けども、何回もお話ししておりますように、議会のほうも議会の議決権がある
わけですから、それに責任をやはり持たないけないという部分もあります。そういうことで情報、
首長のやはり情報に対する姿勢が今後ますます議会基本条例の施行上もやはり大切になってくる
んじゃないんだらうかということで、村長の今後の行政姿勢は変わるところがありますでしょうか
ということで、実は聞かせていただいたようなことがあります。といいますのは、協議の中で、
最終的に最後まであったのが、要は一般質問等の中での、いわゆる村長も先ほどおっしゃいまし
たけど、反問権を設定するかどうかということであったと思います。最終的にもめたのがそこで、
要は表現が、質問することができる、行政の長が一般質問した議員の質問に対して、反問という
表現ではありませんけど、質問することができるということ、その内容で最終的には落ちついた
ということでもあります。ですから、私は実はこの点がそういうような情報の専有という中で、行
政の長が反問権を最後までこだわられたというのが、非常に私は、実は心配な部分でありまして、
ですから、議会の、大変失礼だったかもしれませんが、この議員全員が聞いてる中で、この点
についての村長の真意をお聞かせ願えたらと思います。と申しますのは、私どもが聞いてる範囲
内では、議員のほうも、もうそこまでいいわと、村長、もう答弁要りませんからと言われるか
ら、それは、おかしいということで、聞いております。ですから、その部分について、村長のほ
うから確認をさせていただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 最後に、井藤議員の求められるのは、反問権にこだわった理由ということであるというふうに認識をしました。その前段で、情報共有が議会と行政とやっぱり共通していなければならないというようなところ、それから、この条例の設定で機能強化を図っていくということや意識改革も始めていくということでありましたので、まさしくそういうものが期待されるものであるというふうに思ってますし、広報誌の入選につきましては、それこそ議会の広報委員会であれだけ精力的にそれぞれ役割分担をしていらっしゃるので、よその議会もそこまで広報誌を議員さんが直接かかわられて、最後まで仕上げられる事例というのは、そんなにそんなにたくさんないのではないかという気がしておりますので、その辺は評価をしておるところであります。

両輪というのは、まさしくそのとおり、一緒の方向を向いていないと動かないということだと思います。それから、答弁書のキャッチボールということは、言い方としてはわかりますけれども、それこそこの間、小池知事が最初の議会のとときに、議会との事前調整をしていなくてよかったというようなことも言われましたけれども、やっぱり答弁書というのは、あくまでも私の持ち資料だということですので、そこには情報共有だことの事前の議論を深めるためのやりとりということにはつながっていかないような気がします。それは、議会として事前に議長を通じて、執行部に対して資料提供を求められるということでのやりとりは可能ではないのかなという気がしております。

それから、確かに職員の情報収集能力の上で、私はその判断をして行政運営の決断をしておるわけですが、自分なりに情報収集をしておるということも、これは言っちゃいけませんけれども、それなりに努力を、自分では惜しまずにやっておるというふうに考えております。

この議会基本条例での、村長がどんなふうにでき上がったときに対応していくのかということでは、今、井藤議員がるる申し上げられた、期待をする部分が多いし、村民の皆さんもそれを期待していらっしゃるということですので、議会基本条例の成立、提案されて、成立の暁にはやっぱり住民とのかかわりをさらに深めていかれることを期待をしておるものであります。自治基本条例で不足する部分は、確かに議会が今回精力的に時間をかけて、そこを補完なされたという御努力に対しては、敬意を表するものでありますけれども、そこを住民の皆さんが期待をされておった一部分、大きな部分であるというふうに思います。

それから、反問権にこだわったわけではありませんが、このたびの2月8日の議会基本条例案の議会とのすり合わせで述べさせていただいて、質問に対し、論点を明確にするために首長が問

って意見を述べることができるということでもありますので、これこそ議会と首長との対等な関係ができるというふうな形にでき上がったというふうに考えております。反問権ありきではありません。きのうの国会の民進党の党首と安倍総理大臣のやりとりは、総理のほうがまさしく反問権の行使のようなやりとりでしたので、やっぱりそれぞれの立場での意見をしっかり申し述べることができる議会基本条例であってほしいというふうに思います。以上です。あってほしいということでの反問権とは言いませんけれども、そういう機会を与えていただく条例でなければならぬということをお願いをしたところです。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。よくわかっていただいとるようにお聞きしましたので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

実は、昨年でしたけど、3月議会と12月議会で、例えば議会事務局の職員定数の改正の関係や、それから議会で語ろう会での、先般の3人の議員の一般質問に対して、それはおかしいじゃないかということで、こちらのほうも苦情申し上げた経緯がございます。そういうこともありまして、一つは、本当にわかっていただいとる部分があるんだろうか、どうだろうかと。一番大切ですので、首長がやはり責任者でございますので、執行の。そこのところの、意思改革ちゅうのが、変えていただくちゅう部分もやはり一部あるんじゃないかという気持ちがありまして、実は確認をさせていただきました。非常に失礼だったかもしれませんが、そういう気持ちでございますので、御理解いただきまして、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、2点目に入らせていただきます。防災ボランティアの計画の関係でございます。要は、先ほど申しましたように、いろいろなところで防災ボランティアの災害現場で活動がっております。一番近いところでは、鳥取県の中部地震が10月の21日に発生がございましたけど、翌日ですか、22日の日には、もうあれですよ、災害ボランティアを受け入れる体制ができております。インターネットなどで、ホームページなどでも確認すると、もう22日には立ち上がっております。果たして、本村があった場合どうだろうかという、実は心配ございました。現在のところ、この防災ボランティアの対応窓口等についても、社会福祉協議会のほうで、現在早急にやるということで検討されとるということを知っておりますし、私もぜひ可能であれば参加したいなというような気持ちを持っておりますので、ひとつ早急に、前向きに、ひとつ行政のほうも入っていただいて、やはり検討していただいたほうがいいじゃないんだろうかなという気で、実は聞かせていただきました。

それで、特にさっきの質問の4つ目でございますけども、4つ目ありました。要は、こちらの

ほうから行く体制も検討してはいいじゃないだろうかという気があります。要は、災害ボランティアのいろいろな訓練等について、訓練はでもあくまでも訓練でございますので、実は向こうのほうに行って、そういうところに行って、実は倉吉であったのが、本当は一番いいあれだったかもしれませんけど、実は村のほうで、倉吉のほうにボランティアで行かれたっちゃうのはどの程度村民でおられたかっていうようなのは確認などはしておられますでしょうか。その点ちょっとお聞きしてみたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 直接ボランティアに行かれたっていうのを確認はしておりませんが、行かれた方はあったというぐあいには思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 実は、そう言いますのは、やはり実際にこちらからそういうような現場に行って参加してるのが一番手っ取り早い対応だと思うんですね。それでもってその数がふえてくればくるほど、やはりその効果は出てくるんじゃないだろう。実際こちらが受ける場合も、実際のやり方がわかりますんで、そういう意味合いで、例えばこれに役立つような支援ですね。実際ボランティアに行かれる人の支援ができるような工夫はできないだろうかという、実は気がいたしました。それで、厚労省のインターネット、ホームページといいますか、ホームページちょっと見てみたりしても、やはりボランティア基金について、ボランティア活動の支援の一つとして基金を設けるというような記載がありました。そういうようなことで、ひとつこのあたりも、やはり行くという視点からも早急に、ひとつは検討してみる必要があるなという気がしたものですから、そのようにちょっとお話をさせていただきました。

それから、やはり行くとなると、今度行って何ができるかということになります。ですから、ボランティアの技能講習的なものに行くには、ある程度やはりこちらのほうでもそういうような講習が受けれるような機会も設けたがいいじゃないだろうかという気が、私はしております。そういうことで、基金を設けること、あるいは技能の講習をすること、こういうようなこともひとつ今後のこととして検討していただくほうがいいかなという気がいたしました。

それから、村長の奥さんは日赤のほうで現在参加して、多分活動しておられたと思いますけども、やはりああいう方もボランティアのほうに、いろいろなとこに行かれたりして、実際に活動しておられる方、こういうような方がやはり出ていきやすいようにということもあろうかと思えます。と申しますのは、先般、日赤のいわゆる村内の関係しておられる方から、代表の方からちょっとお話聞きましたら、この方はやっぱり倉吉にも、先般ボランティアで行っておられるよう

ですけれども、行かれた方からなんですけれども、やはり仕事を休んで行かにゃいけない、それから、行くにしても車で行ったり、ある程度非常食なんかは持って行かにゃいけないということがありまして、なれとられる人でも非常にやはり大変だということがありますし、ましてやある程度の人に声をしてまとめて行こうと思えば、そういうような金銭的な部分につきましても、やはり支援がしてもらえそうな形があれば、ないとまたなかなか声もかけにくいということがあるようです。あ、なるほどなというふうに私も聞きましたけども、こちらのほうの受けの体制とあわせて、そのように行くことが大変効果的だと、実際によそのところに行ってみると効果的だという視点から、そういうようないわゆる支援体制を今後検討してみる必要があるんじゃないかと思えますけど、その点どうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 御指摘のとおりで、その部分に手が入っていないというのが実態であります。せんだって、年が明けてからでしょうか。ヴィレステで、南部町の何ていわれましたかいね、頼田さんだったでしょうか、講習を受けました。それこそ各地に、熊本、東日本はもとより、本当に各地にボランティアに出ていらっしゃる方の講演を受けましたが、その方はやっぱり自分で、現役は退いていらっしゃいますので、自分で現地で必要なものを調達、事前に持って、自分ができることを行きてやるということで、自分で自己責任でやっていくと、現地でも自己責任でやっていくということでの体験発表をしていただきまして、ボランティアというのは、やっぱりそこまで考えてやられるんだなというふうに、ボランティアの大切さとか、中身の厳しさを初めて知ったわけでありましたが、ただ、ボランティア的に職員などを派遣しておりますけれども、こちらから行きても、受け入れ側の指示ができないというのがあって、何しに來たかわからんというのもあるようですので、それは、今の井藤議員さんの受け入れ側の体制をしっかりせよということだと思いますので、まだまだ不十分さがありますけれども、受け入れの体制をつくっていく、社会福祉協議会を中心にしながら受け入れ体制をつくっていくというのが、まず1つ。

それから、今御質問の中で出る側の、ボランティアに行く側の支援ができないのか、講習ができないのか。それも休んで、手弁当で行かれ、さっき申し上げましたように、自分で全て管理をしながら、自己完結のできる体制でボランティアに出られるというところの金銭的な支援ができないのかということでもありますので、その点については、今、御答弁する材料を持ち合わせておりませんが、検討材料としては御提案いただいたというふうに受けとめさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ありがとうございます。

よく意味わかっていただいたと思いますので、ぜひ、ひとつ御検討いただいたらと思います。

村長、先ほど言われますように、ボランティアでございますんで、自己完結が原則だということとは重々承知しておりますけども、それだけにそういうような善意でもって出ていかれる人には、それぐらいの配慮をしてあげたほうがいいじゃないだろうかという視点で、ちょっとお話をさせていただいております。

時間の関係がございますので、最後のあれにさせていただきたいと思います。実は私、この迅速・柔軟な予算執行の配慮ということにつきましては、実際には雪害対策などであるんじゃないだろうかと、そういうような必要がある場合があるんじゃないかとおっしゃっていただきましたので、まさにそのとおりでございます、やはり予備費組んでありますけど、実際に組んでおるんですが、もう少し使っていただいたらいいなあとと思うんです、実は。平成22年から、私、23年から議員させていただいておりますんで、資料がございませんので、22年から27年、ずっと、平成28年までの執行状況を見させていただいております。変遷はございます。最近になって、いわゆる予算額が500万、これについては村長おっしゃるように、超過する部分に充ててもいいし、あるいは予算外のもので出てきた、そういうものに緊急に対応するためのということとは、きっちりうたっております。会計検査院などから、それは違うじゃないかということがつくような使い方をしてはだめだと思いますけども、それは積極的にやっぱり使っていただきたい。それによって村民も、やはり生きた税金の使い方をしていただいとるな、予算の使い方をしていただいとるなということ、村民の皆さんにも感じていただけるとと思いますので、ぜひ使っていただきたい。もうついとるのが、22年から27年まで、決算額ゼロでございます。こんな寂しいことはないなと。国のほうなんか見ますと、予備費どんどん使っております。特別会計まで使っております。ということがありますし、県のほうはよくチェイスはしてませんが、そういうことで、ぜひ使っていただきたい。

例えば、先般スポーツ大賞で、村の小学校の方ですか、小学校の陸上部が何か昨年の10月の記録だったようですが、先日、某地方紙のほうで報道があったりして、私もえらいよう把握しておりませんが、あれだったんですけど、ああいうのは実際どうですか、何か褒賞を出してあげたりというようなことはしておられますでしょうか、どうでしょうか。ちょっとお聞きしたいなと思っております。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 井藤議員の御質問にお答えします。このことは、広報誌であったり、113チャンネルで御紹介をさせていただいておりますが、褒賞というような形ではしていません。そのことも検討はしていません。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 実は、新年度の予算の中に、小学校のユニフォームがありましたよね、陸上のユニフォーム、あれがそれなんかなと思いましたが、そうではないんですか。どうですか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 昨年、このリレーで優勝したのは6年生ですので、ことしの3月に卒業いたします。後輩たちのもっと活躍を期待するため、それと、今でもユニフォームはあるんですけども、30着程度で、ある程度種目の決まった選手にしか対応ができていません。これを、5、6年生全員分そろえて、日吉津一丸となって、日吉津のチームだということの強い思いと誇りを持たせるということを理由につくっております。そういったことがまたいろんな種目の中で記録が出せるような、奮起するような心を育てるということにつながればということで予算をさせていただいております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 本当にいいことだと思いますので、ぜひそのようにお願いしたいと思えます。あわせて、やはり去年10月ごろのどうも試合の結果だということでもありますので、こういうのこそもし可能であれば、検討は必要だと思いますけども、フリーでやはりある意味では予備費は、村長がフリーで使えない場合もあるということですけど、そういうのにはやっぱりしっかり使って、住民の期待に応じてあげたほうがいいじゃないだろうかという、私自身はしてありますので、ぜひ検討して。せつかく500万も毎年予算組んでおいて、決算のとき、いつも執行ゼロと、こんな逆に言えば、議員のほうもそういうことで決裁しておるわけですので、議決しておるわけですので、ぜひその部分については効果的に使っていただきたい、このように思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、先ほど災害ボランティアの関係の出ていくほうの話をしましたけども、こういうのこそ、災害を待つとるわけじゃないですけども、災害があったときに、すぐ対応できるっちゅうのは、これこそ予備費なんかの運用で、私は可能であろうと思えます。その気になれば可能であろうかと思えます。そういうようなことで、まだいろいろありますけども、こういうのは使えないだろうか、ああだろうかありますけど、ぜひこの機会に、総じて検討していただきまして、ひ

とつそのあたりの対応を充実してやっていただきたいと、このように思いますけども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 1回目の答弁ときに申し上げましたけれども、なるべく予備費は使わないよう、流用もできるだけやらないようにということで予算編成をしてきましたが、そういう見解もおありだということだと、やっぱり一考してみる必要があるかなというふうに思います。

それから、災害の関係は、交付税算入という制度があって、うちげが派遣すると、派遣先から交付税算入されたものが戻ってくると、そういうようなシステムありますので、それらも含めて検討はしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 弁当食べるのと一緒に、やはりあったかいうちに食べんと、何ぼおいしい料理でも、高い料理でも冷めたものはいけませんので、そういう意味では、そういうような積極的な運用という意味合いで、ひとつ再検討をいただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（橋井 満義君） 以上で井藤議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 次、通告7番、議席番号6番、江田加代議員の一般質問を許します。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。質問通告要旨を提出しておりましたので、それに従って質問をいたします。

住民生活に寄り添った福祉をとの趣旨で質問いたします。

国民健康保険中央会発行の国保新聞というのがありますけれども、その新年号を見ますと、社会保障費の〓400億円が圧縮できたという記事の内容でした。2ページにわたって細かく今後、医療、介護、高齢者の保険もですけれども、どのように変わっていくのかということが詳しく記事になっておりました。医療保険の改革では950億円を、また、介護保険の制度改革では450億円を捻出し、社会保障費の自然増を〓400億円圧縮できたとの記事でありました。医療保険では、医療費の自己負担上限の見直し、65歳以上の療養病床の居住費の引き上げ。後期高齢者の医療では、低所得者への保険料の特例軽減の縮小、所得に応じて払う所得割の縮小、また、元会社員の扶養になっておられた方の定額部分の縮小。介護保険では、自己負担の月額上限の引き上げ等でありました。

所得がいろいろと考慮されてはおりましたが、年金収入が主な生活手段となっている高齢者の生活実態は厳しさを増している中、年をとれば医療機関にかかったり、病気が重症化することは当たり前のことであります。また、医療技術の進歩で、生きることには希望を見出すことだってできます。介護も福祉も再び家族任せになるのではとの、特に障がい者の方からの不安な声を聞きます。国の制度を地方自治体が行わなければならないにせよ、村民の不安が増す中、ここに安心をもたらす福祉の施策が必要と考えます。村長の所見を伺います。よろしく願いいたします。

○議長（橋井 満義君） よろしいですか。

村長。

○村長（石 操君） 江田議員の一般質問にお答えをしております。

住民生活に寄り添った福祉をということでございまして、29年度に向けた医療保険制度改革において、さまざまな見直しは予定をされております。まず、その前段で、消費税を10%引き上げるとというのが8%にとどまってしまっておって、再引き上げが延ばされて、10%の引き上げが延ばされておりますので、国保の財源不足に対して政府が400億を投入するという約束をしておいたわけですが、700億はつき込みましたけれども、残りの700億が国保になりそうな財源がないと、税を引き上げないので財源がないということの前提があったというふうに思います。そういう意味では、医療保険制度改革だけが前に出たわけですが、財源不足という国の責任が、約束した事項が十分に履行されてないと。今後は消費税の引き上げに当たっては、その部分もしっかりと我々は、これまでも求め続けましたけども、求め続けていかなければならない。到底400億の国の国費の投入では賄い切れないという内容があるのも実態であります。

そういう中で、医療保険制度改革での具体的に江田議員のほうから、医療保険制度改革で950億、介護保険制度改革で450億を捻出し、社会保障費の自然増を400億圧縮したという政府の方向が伝えられたということでございますけれども、この保険制度改革においては、言ってみればできるところはさまざまところが改革されるということで、所得区分の現役並み及び一般に当たる被保険者に対する見直し案ということでもあります。非課税世帯や低所得の被保険者に対しては据え置きや特例措置が設けられておるという内容であります。

これに対して、全国的な大きな課題は、やっぱり医療費の伸びがとどまらないということであり、膨らみ続ける医療費に対して、緊急な対応策として保険制度改革が行われていくということでもあります。こうした対応策は根本的な解決にはならないことは明らかであると。各自治体において、ここはもう住民一人一人の健康への対策をしなければならないというところまで来て

おります。それも一つの取り組むべき課題だというふうに受けとめておるところでありまして、本村においては、健康寿命の延伸を目標に掲げて、健康対策に取り組み始めたところでありまして、けれども、ふだんから自分の健康に関心のある方はもちろんですけども、関心が低くて検診も受けられない方に興味を持ってもらう事業に取り組んでまいりたいと。特に検診を受けられない方というのが、やっぱり結果論から見ると重篤な病気になられたりしておりますので、その部分をしっかり啓発していく必要があるかなということと、29年度には引き続きノルディックウォークの教室や食生活改善の講習会等、いわゆる糖尿病等の食の食生活の改善をしていくという呼びかけをしても、なかなか参加者が少ないという実態はこれまで指摘も受けてきたところでありまして、それらをやっぱり通り越して参加していただかなければならない、そんなことを前提にしながら参加を呼びかける対策として、健康ポイント事業を新たに始めたいというふうに考えます。こうした健康寿命を延ばす取り組みは、そんなにそんなに簡単に効果があらわれませんけれども、将来の自分や子供たちの健康のために、若いころからの、いわゆる生活習慣として健康につながる生活習慣を日常のものにしていただくための取り組みが必要だというふうに考えます。

住民の皆さんには、運動、食生活改善、検診の受診、生活衛生など、まずは自分でできることから始めていただくということと、これはやむを得んことですけども、年齢を重ねていかれると、どうしても若いときの生活習慣のマイナス要素があらわれてしまいますので、若いときからの健康年齢を重ねていただけるような増進事業を積極的に展開をしてまいりたいというふうに思います。

次に、介護保険につきましては、地域包括支援センターを中心にして、高齢者支援や家庭支援を行ってあって、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の専門職が、高齢者支援及び介護する家族支援やさまざまな支援を行っております。介護保険の制度でいう地域包括支援センターは、国で言えば2万人規模で1カ所ということですけども、南部箕蚊屋広域連合は、構成団体のそれぞれに支所の包括支援センターを置いておるということで、それは自前の経費でやろうというところではやってますので、そういう意味では、南部町、伯耆町、日吉津村、それぞれ地域包括支援センターの効果は大きいと、よそにはない事例をつくっておると、質の高さを持っておるというふうに思ってますし、ある隣の町といえはわかりますけども、包括支援センターの仕事を、これではできませんという民間の事業者が何団体かありましたので、そういうことを見れば、我が村の高齢者を支える人的な体制は非常に質の濃いものになっておるというふうに思っております。

また、27年の4月に介護保険制度が改正されて、29年の4月ですけども、住民主体の生活支援などのサービス、さらには助け合いの仕組みを構築する推進役としての生活支援コーディネ

ーターを新たに村に1名配置することになりました。いわゆる地域包括支援センターのさらにもう一步上の段階でコーディネートをしていくと、地域の中を全体的に見回してコーディネートする職員を1名配置することになりました。そして、その活動をサポートする生活支援介護予防サービスの提供主体等の参画、いわゆる提供主体ですので、事業者も含めて協議体という組織を村に設置して、高齢者の在宅生活を支えるための多様な主体による生活支援、介護予防サービス提供体制の構築を努めてまいると、法律事項でもありますので、とは言っても、しっかりとやり遂げていくことが必要だというふうに思っています。

高齢者施策とあわせて、介護する家族に対しても地域包括支援センターに相談支援の充実を図るということや、サービス等の情報提供や家族のつどいの開催等、安心して在宅で介護を続けていただくことができるよう、言うなれば介護の入所施設が不足をしたり、全国の充足率でいくと、鳥取県西部が一番高いところにあるわけでありましてけれども、団塊の世代が75歳以上になったときの施設は不十分だということや、施設を削減して、在宅にシフトしなければ、介護保険がもたないという側面も実は持っておるというふうに思っていますので、改めて在宅で安心して介護が続けていただくことができるよう、介護への負担や精神的な負担の軽減に、この協議体や地域コーディネーターの力をかりながら進めていく必要があるというふうに考えております。そういう意味では、今後は在宅医療、介護連携の推進、認知症施策の推進も含め、地域包括ケアシステムの構築を着実に進めて、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるような取り組みを進めてまいりますので、御理解をいただきますようお願いをして、江田議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） ただいまから再質問させていただきますけれども、資料を、いい資料を提出していただきましたので、基本的にはその資料に基づいて再質問したいと考えています。

まず、今、村長の答弁の中で、要するに、このたびの国が示した改革の方向の前段について、消費税が10%に上げられなかったということでした。私もそう思いますけれども、なぜ、じゃあ消費税10%に上げることができなかつたのかといえば、やっぱり地域の経済の冷え込みとか、そういったことがあったからですので、それに連動して地域の住民の生活も非常に厳しくなっているというふうに私は考えてます。それで、今の村長の御答弁の中では、本当に考えてる方向同じだなんて思うところが数々あります。できるところからとか、いろいろありますけれども、まず、私いつも国の制度ですので、本当に地方はそれをやっていくという立場ですので、これ以上地方

に何せっていうだっっていうような思いが、このごろしております。本当に努力していただいておりますというふうに考えてます。私、やっぱりこのたびの国が示した29年度から始まるいろいろな400億円の圧縮したというのを、改めて見てびっくりしたのが、本当に数字合わせで、じゃあ、このことで高齢者の実態がどうなるのかなという、高齢者の姿というか、暮らしというものが、もう横に置いたまま数字合わせがしてあるっていうふうに思いました。

時間とったらもったいないので、さっと私見ましたけれども、まず、このたびの400億円の圧縮についてですけれども、医療保険では950億円削減ができましたということでした。高額療養費の自己負担の限度額は上げられますけれども、これが70歳以上の負担上限を、現役世代と同水準に引き上げて、高齢者は特に受診回数が多いため設けてあった外来特例も、来年8月までに段階的に引き上げていきますという中身です。私は、この理由について、とっても怒りを覚えるんですけども、その理由は、これは国保新聞の記事ですけど、その高額療養費の引き上げは、システム改修に比較的時間がかからない限度額の引き上げを先行いたしました、それが理由でした。そして、いろいろと外来のみの外来特例を引き上げになったらどうなるかというふうに、私考えましたけれども、いろいろと資料を参考にしましたけれども、外来特例というのは、入院以外です、の70歳以上の方ですけれども、年収が370万円未満で住民税を支払っている方というのが、月額上限が1万000円から、ことしの8月には月額1万000円、そして、来年は月額1万000円と上がっていくわけです。この全ての、もちろん所得が考慮されてますけれども、ほとんどがそういった内容になっております。これは医療に関してですけど、今、高額療養費ですけれども、医療の分野でいえば、入院時の居住費、水光熱費の引き上げです。これが、現在医療保険制度では、1日320円の居住費を負担しているのは、療養病床に入院する65歳以上の方のうち、医療の必要度の低い医療区分1が対象になっていました。これを見直して、医療の必要度の高い医療区分2と3も居住費を負担していただきますという内容になっております。その理由ですけれども、これ理由も書いてあります。介護療養病床を含めた介護保険施設で居住費を支払っていただいております、居住費が付与されない在宅との公平性を考慮したと、そして、医療区分2と3も同様で、この方にも負担をいただくということです。

本当にこの公平性も、これです。私、入院の食事、部屋代導入の歴史をちょっとたどってみました。それを見ますと、もともと食事代は医療の一環だったので、公的保険で給付してました。それが、1994年に在宅医療との公平を図るということを理由に、食事代が1日600円導入されました。今度は2006年に、介護施設との公平を理由に居住費が導入されました。そして、2015年、世代間の公平を理由に一般病床の食費を値上げしました。若い方には負担してもら

っておるといことだと思ひます。事ほどさように負担、公平とか、そういうことでした。これが医療の関係です。

そして、今度介護の関係ですけれども、介護は2号被保険者の納付金が総報酬制になりますので、今、若い世代の方が恐らく介護保険料が値上げされます。そして、介護サービス費の限度額も引き上げも提案されてありますけど、その理由も医療保険の高額療養費の負担上限と整合性を図るために上げましたということなんです。そして、現役並み層の利用者負担を3割にさせてもらうという記事もありました。その理由が、世代内の公平性を踏まえ、総合的に所得の高い層に対し、より負担を求めるといふふうにかかれておひります。本当に高齢者の実態といふか、そういうことが本当に脇に置かれてしまつるといふ辺で、とつても私は憤りを覚えているわけですけれども、村長、これに対しての見解をいただきませんか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 今の日本の人口構造でいくと、こんなふうになるのは厚生労働省は恐らく推測的にはかなり以前からできておつたのであろうといふふうにか思ひます。それは、支える側がたくさんいるときから、それはできておつたのんだろうなといふふうにか思ひますが、それを、一気に制度改正ができないといふことが一つあつたのかなといふことと、それに伴う財源の確保ができない。国がこれまで2分の1を支えるといふ基本があるわけですけれども、医療や介護は2分の1を支えるといふような方向あつたかと思ひますが、それが崩れて甚だしい状況になっておるのではないかといふふうにか見ておるところであります。そういう意味では、医療の高度化も平均寿命の延びたのも、これが推測としてはできておつたけれども、財源が追いつかないことが、今日のこの実態につながつたのではないかといふふうにか思ひます。

高齢者が脇に置かれておるといふようなことで受けとめてしまうと、非常に気持ちとしては、前向きな気持ちがなくなつてしまひますので、村民の皆さんには元氣を出してやっていただくと、元氣を出して住みなれた地域で住み続けていただくといふことが大事だと思つてますので、そこで、できる限りの国の制度で十分でないところは、どうやって補完をしていくのかといふことだと思つておひります。それが、先ほど言ひました地域包括支援センターは、それぞれの構成団体が介護においては、自分たちでもってやろうと、国の制度では不十分だから、そこでやろうといふようなことにかしておひりますし、国民健康保険は、30年に都道府県化が予定をされておひりますけれども、急激な負担増を招いてもならない、医療費の伸びが、今年度、28年度の途中までで、今、11月まであつたでしょうか、11月まででいふと、20%医療費が伸びておるといふ、給付が伸びておると。医療給付費が伸びておるといふ実態からすると、じゃあ、保険料を20%に

はね上げさせられるかということでは、それは、負担感が非常に厳しいものになるので、そうはいっても上げていかなければならないので、我々が考える、私が考える、住民の皆さんに、この程度なら受け入れていただくことができるのではないかなというような単独な取り組みをしておりますので、制度はありますけれども、不十分さがある程度賄っていくということでない、なかなか理解をいただけないというふうに思います。ただ、国の制度が不十分だよということは、常々言い続けておるところでありますので、その点は申し添えさせていただいて、高齢者が決して脇に置かれておることではなしに、住みなれた地域で、元気で健康寿命を全うしていただくような取り組みを進めていく所存であります。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 確かに、この改革については随分前から準備されていたようです。

ああ、やっぱり本当にこうなるんだという印象を、私受けております。そこで、あえて私が一般質問に取り上げさせていただいたわけですが、それは住民さんの声です。結局は、住民さんもよく理解されてまして、国がせえって言ったことはせにゃいけんだけんというのは、それはわしやちもわかっておる、だあもん、役場の職員さんたちは何の心の痛みも、わたたちの生活の厳しさもがいに苦にならんだあか、なっちょらんだあかといって、何も苦にせず仕事しちゃうなあとと思うと、そうがわしは腹が立つだがんってという声を聞きました。

それと、本当に結構若い方なんですけれども、退職後の方ですけど、最近聞いた話が、よく今まで自分はバザーに出かけていたという話をしてくれました。ただ、今物が欲しいと思わなくなった、質素に暮らせばやっていけえけんって言われるですがんね。人とのつき合いも少し控えて、これが疲弊していくっていうことだあかっていうことを言われました。私、これはこの方だけじゃなくって、やっぱ現役ばりばり、村内のいろんなことに積極的に参加して下さった人も今はいいけども、体調崩したときはもう心配だということをよく言われます。

それで、2年半前のことなんですけど、私たち、暮らしのアンケートっていうのをとりました。2年半前より今が暮らしが改善しているとは思えませんので、これよりもっと深刻になってるかなと思うんですけど、アンケートの自由記述の中に、年金引き下げの一方で、消費税、医療費などアップ、乏しい年金では生活費も不足、冬になると灯油の心配も苦心するところです。教養娯楽費等の残りもなく文化的な生活は遠のく一方です。73歳の男性、家族2人という方でした。それと、あとは年金がなくても、もし病気にでもなったらやっていけなくなると思ひます。今は大丈夫だけれども、年金も少ないけれども、病気にさえならんだらやっていけるかもしれん、これが67歳の女性でした。また、病気をした場合の不安があります。それは何かっていうと、

子供たちに迷惑をかけたくないということでした。常に自分のことは自分でしようと心がけてます。今のところは変わらないが、この先年金などに不安を感じています。これは、82歳の男性で、家族3人という方です。やっぱり私、本当に不安を感じながら、先ほど村長も述べられましたけれども、村民さんに元気になってもらいたいということだと思いますけれども、でも本当にこんな不安を抱えながら一生懸命頑張っておられます。私も、この新しい包括支援センターのさらに充実したコーディネーターさんの活躍を期待しているわけですが、それとて住民が元気でなければなかなか仕事も、何ていいますか、充実した仕事ができないのではないかなって思っています。

今、現役のころ、本当にばりばりやっておられた方が不安を感じておられるっていう状況では、なかなかボランティアのほうに気持ちが入っていかないっていうことがあります。そういったことで、私はあえて、いつもいつも資料をいただいていますけれども、その資料をもとにして、ちょっと日吉津村の住民さんの生活実態どうなってるのかなっていうのを、ちょっと探ってみました。まず、村民の所得状況です。これも資料いただいていますので、これについて、私、19年度から資料をいただいていますので、まず、総所得金額が、平成19では42億839万円、それが、直近の27年度では46億034万円で、1人当たりになれば、この総所得については1万円減ってるだけです、年間。ところが、総所得の中の公的年金がどれくらい占めてるのかなということも資料いただきました。平成19年は、総所得の中に公的年金所得が4億814万円、それが、27年度が4億706万円です。これが、1人当たりで計算していただいていますけど、何と年間21万489円、年金が減少、カットされています。ですから、本当に私、年金で生活を賄っておられる方の、そこに不安が集中していくっていうのはよくわかります。いろいろ実態を見れば、日吉津村もかなり高額な方がいらっしゃいますので、平均値を出せば、そんなにどんと減ってないですけども、だけれども一部分が疲弊してきておるといった感じがします。

あとは、納税義務者1人当たりの所得っていうのも出していただきました。これも、平成13年度から出していただいていますけども、これについては、平成13年度は1人当たり344万000円、これは納税義務者1人当たりの所得です。それが、26年度ですけども、266万000円、これが年間にすると、1人当たりの所得が78万円減額、落ちてます。こういう状況。そして、国保の加入者の1人当たりの平均所得、これも毎年出していただいております、これも平成13年から資料いただいていますので、これも国保についても、1人当たりの平均所得が年間25万092円落ちてます。こういう所得の状況は現実の問題です。村長、このあたりはどのように把握していらっしゃいますでしょうか。お聞かせください。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） この数字の所得金額や公的年金、そして、国保の所得の方と言わず、その事例としては上げられましたが、村全体で所得というのは、そんな厳しいところにあると思っております。保育料の算定をする所得を見ても、かつてとは比べ物にならないような所得の状況であります。低い状況でありますので、やっぱり子ども手当などということや臨時給付金が、その政策に反映をされているのであろうというふうに思っています。

国民健康保険税を引き上げをさせていただくという方向でありますけれども、思ったほどの総額では、例えば所得割、資産割、均等割、世帯割をそれぞれ引き上げても、それぞれの引き上げのパーセンテージほど、総額は上がってこないという実態がありますので、所得が減ってきておるといふことだと思っております。ある意味、マイナスを繰り返すような、どちらもマイナス、いわゆる納税者のほうも、我々課税権を持ったほうもマイナスを繰り返すような政策になっておるといふのは重々承知をしておりますけれども、そこで、先ほども申し上げましたように、どれだけの一時的な全体でのバランスをとっていくかということでは、包括支援センターの職員は村費ですし、国民健康保険にも多額の税を、一般会計からの税をつぎ込ませていただいておりますので、御指摘のとおりでありますけれども、自治体としてどんだけの被保険者や、そして対象となられる方にどれだけカバーができるのかということでは、相当なことをやらせていただいておりますという言い方は語弊があるかもしれませんが、やらせていただいておりますということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、前段のほうでありました、いわゆる生活に本当に困っているというときには、福祉保健課のほうに御相談をいただければ、介護の問題でいえば地域包括支援センターがおりますし、それから、いわゆる健康の問題でいえば保健師がおりますし、それから、生活困窮ということになりますと福祉事務所がおりますので、具体的な相談を個々に持ちかけていただければ十分などいいますか、当事者に寄り添った相談をしたいと思いますので、そのことを申し添えさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 今の答弁を聞いて、とてもうれしく思いますけれども、以前に生活困窮者の問題で生活保護のことを質問したときに、村長の答弁の中に、生活保護以下で暮らしている人を何人も知っておるといふような答弁をいただいたことがありまして、私それを根に持っているわけじゃないですけれども、やっぱりそういった方に、村長から困ったら遠慮せずに相談に来ないよと言ってあげてほしいなって、そのとき思いました。今の答弁を聞いて、ちょっと安

心しました。

いろいろ資料いただきました。見ますと、後期高齢者と介護保険につきましては、非常に助け合いの制度だということですので、確かに日吉津村は、助けてあげる側の役割を十分果たしております。本当に驚きます。後期高齢者につきましては、県全体の保険料より2万円ぐらい多いですね、日吉津村の平均保険料が。給付費については、上位から9番目ぐらいですけれども、常に日吉津村は、保険料についてはトップです。これは助け合いといえれば助け合いですのでと思いますけれども、県全体でいえば、平均が1人当たり4万286円です。日吉津村は幾らかといいますと、日吉津村はそれに対して6万159円です。本当に驚くべき貢献だなんて思うんですけれども、だけれども今の実態から見て、本当に本当に皆さんをお助けするというようなレベルでないのに、お助けをせんといけんいう制度だと思ってます。その辺で、いろいろと介護保険についてもそういうことです。平均すれば1人当たり1000円ぐらい高いです。1000円かな。1人当たりになれば1000円ぐらい多目に払ってるというような状況があります。

そこでですけれども、後期高齢者の所得分布というのを、いただいた資料か、それと連合からいただいた資料をもとにしまして、ちょっと調べましたけれども、やっぱり気になりますのが、平成20年に広域連合が始まりました、後期高齢者が。一番最近の27年度の決算はいただいたわけですけれども、この中で現役並みの所得というのが、連合全体を見ますと非常に少ないです。連合全体では3.何%ですけども、日吉津村は現役並み所得者が1割いらっしゃいます。そして、また一般というのは、要するに現役並み所得ではないけれども課税者ですよという方たち、納税しておられる方ですけれども、そこの落ち込みが非常に大きい。平成20年に一般の方が、日吉津村の後期高齢者の被保険者の中で80.61%を占めてました、その一般が、納税者。それが70.28%に落ち込んでます。そして、反対に現役並み所得者が6.17%から10%に上がってます。ということは、これは所得の格差が広がってきているなって考えます。

私、今後この地域包括支援センターの動きに本当に期待してますけれども、ここを活発に動いていくということになれば、一般のあたりのこの方たちが常に元気でいていただくということではなればいけないなって思っています。ここが疲弊してしまうと、本当にボランティアをしようとか、そういった意欲が失われていきますので、ここを何とかしなければいけないのではないかなって思います。連合全体でいえば、日吉津村は、現役並みと一般を合わせると80.28%ですから、かなり高い率で高額所得者になってますけれども、広域連合全体でいいますと、そこが本当に61%です。20%も全体は低いです。そういったことを見ると、かなり日吉津村の高額所得者がいらっしゃるの、そうなるのかなと思うんですけど、このあたり村長、どのように

お考えになりますか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 村の方は、後期高齢や介護においても、保険料の高いところにいらっしゃるということで所得が高いという、まさしくそのとおりです。それをああだこうだと言うものではありませんけれども、いわゆる介護保険にしても後期高齢にしても、やはり保険基盤を広げた中での運営でありますので、安いところもあるし、低い方もあるし、安い人もある、高い人もあるし、高い地域もあるということで、ある意味、我が村はそういう意味では恵まれたところがあります。御質問の中でもありましたように、やっぱり一般も含めて常に元気であり続ける必要だということでございますので、私どもは、これは県の医療何とかかな、保険の担当はどこかかな、国保担当、県。（発言する者あり）医療指導課か。医療指導課から、もうおとしになります。日吉津さん、国保の保険料は都道府県化される時どうしますかという話がありました。今の調定を見ると、非常に所得からすると低いと、保険料が低いと。通常の所得から考えると保険料をもっと上げなければならない、都道府県化されたときにはどうされますかということをおっしゃったことがあります。それは、そのときに判断をしなければならないと。いわゆる標準保険料を示すよということでしたけど、まだ示されてませんが、医療費は相当上がっていくのであろうな、所得が高いので。でも、それは保険基盤が大きなものにして安定させていくということですので、それは受け入れざるを得んと。小さい自治体としてのそこが一番マイナスの要因であります。一人でおることのマイナスの要因であると思っております。ですから、保険基盤を大きにせないけんということです。

それはそれとして、個人的に、そして、村民の方に呼びかけるのは、先ほど言いました健康寿命の延伸を初めとする、さまざまな施策を展開をしていくことが大事だというふうに思っています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 確かに保険料については、そういうふうにはなりますけれど、これのように、私考えたらいいのかなって、お聞きするわけですが、国保の財政分析基本表っていうのも毎年出していただいています。それを見ますと、過去5年間を見ますと、このたび町村と比べずに県と比べました。国庫支出金が、県平均で、それと基盤安定繰入金、それが、極端に日吉津村は低いです。国庫支出金と基盤安定繰入金を合計すると、県平均より2万494円、県の平均より日吉津村の歳入の数字が低いんです。ていうことは、やはりこれは、要するに所得段階が高いところにあるので、国からの支出金も少ないし、減免世帯が少ないので、保険基

それで、あと9分ですけれども、介護保険です。介護保険の資料いただきましたけれども、平成27年の8月から補足給付がありますよね、手術入所者の方の居住費、食費代を補足する制度が。あれが、27年度8月より資格要件が変わったことで、補足給付が打ち切られた方があるというのは当然です。わかりやすく言えば、貯金をした人が給付の対象外になったとか、それと、施設に入っている、もとのところで御主人が元気で、年金がたくさん入ってくれば、例えば配偶者が月18万円の年金を受給していることを理由にして、月6万円の国民年金の収入しかない入所しておられる奥さんが、御主人が、配偶者が月18万円の年金があるために、月に12万円の施設の利用料金が請求されたという方がいます。あり得るわなと思って、話を聞きました。そこで、日吉津村どうなってるのかなと思ったら、この分析表に、ここにちゃんと載ってまして、いただきました。これを見ましたら、平成27年の3月は、これは支給要件が変わる前には、この補足給付の支給を受けておられた方が15人おられます。それが、平成27年の8月から、この制度に変わりましたので、それ以後、15人が9人になっておられます。そして、直近の資料をいただきましたら、6人になってます。そういう形で、施設に入っておられる方も本当に負担がふえて、非常にえらい思いをされてます。やっぱりそういったこともありますので、このあたりのことをぜひ頭に置いていただきまして、現実ですので、当たっていただきたいなって思います。どうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 介護のどんなサービスを利用して、どんな施設に入られるかによって、中身は違ってきます。今の年金が18万で、配偶者が年金18万、本人が6万円という所得で、例えば老健施設などに入られるとやっぱりそんな値段になるのかなということだと思っております。我がところの包括支援センターによく御相談いただいたほうがいいのかなというふうに思います。その制度の悪用をするわけではなしに、どこがいいのかという選択はあり得るのかなというふうに、今の話を聞いてます。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 介護保険については、認定率も落ちてますし、それと要支援の1の方がゼロになりましたね。要支援1の方がゼロになりました。これもやっぱり実態から出発したのではなくて、制度から出発してますので、そういったところをフォローできるような包括支援センターの動きであってほしいなって思います。

私、このごろ思うんですけれども、やっぱり弱い人ですけども、弱い人たちが本当にないがしろにされるっていうことはないかもしれませんが、横に置かれてしまうっていうことは、子供

にとっても非常に教育が成り立たんと思っています。幾らいいことを、大人が子供に教育しても、じゃあ、おじいちゃん、おばあちゃんをもっと大事にしないやいと、私本当に、孫はおじいちゃん、おばあちゃんが好きですから、おじいちゃん、おばあちゃんが苦しんでる姿を非常に何ていいますかね、怒りますけれども、そういったことを考えたときに、本当に弱ってる人を大事にするという大人の姿勢を子供たちに示してやるっていうことは、すごく私は将来にとってもいいことだと思ってます。そういったことの見解をお聞きして、新教育長さんに、井田教育長さん、どうでしょうか。話聞いていただいて。何かどうも、村長がそちらに振りたくないようなしぐさをされましたので。村長でもよろしいですけど、最後にそれをお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 介護保険制度が、言ってみれば、最初平成12年からスタートしたときは、まず、何からでもスタートしとる、できることからやっ払いこう、それと走りながら見直していくということだったです。ですから、言ってみれば、介護保険でその人の持っておられる身体機能を取り過ぎ、介護サービスに使い過ぎたという反省点もあったと思います。日常生活支援などは、炊事の段取りまで介護保険でやったというようなことがあって、人間のできる機能を殺してしまったというような行き過ぎた反省点もありましたが、高齢化で給付の対象がふえたので、介護予防のあたりは保険給付から外されて、地域の新総合事業ということになりましたので、そこで、予防等についてはしっかり支えていくということにしております。その姿勢は、予防支援を引き離す前の段階から、我が村は単独で構成町村、いわゆる南部箕蚊屋広域連合の広域町村の中でも、飛び抜けた経費を使って予防に努めてきたところでありますので、新総合事業によって、介護の引き剥がしではないのか、介護の削減ではないかという懸念を、心配を懸念される声もありましたが、決してそうではないと。自治体で新総合事業で受け入れをしていくということを言い続けてきたところでありますので、そのような御理解をいただきたいと思ひますし、それから、孫さんが高齢者を好きだというのは、それは江田議員さんの孫さんに対する接し方のよさだと思ひて評価をさせていただきます。以上であります。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） それはどうかわかりませんが。

今、最後にしようかなと思ひたんですけど、思ひ出しました。広域連合の議員を長いことさせていただきます。介護が措置制度から保険制度に変わったことについて、随分と坂本連合長とやりとりしたことを思ひ出しました。江田議員は、丸裸にする、所得も調べて、あれも調べて、家族の状況も、そんな丸裸にされる措置制度がいいですかっていうことも何回も言われました。

でも、そのとき必ず連合長が答弁の中で言われたのが、介護保険がスタートしたのは、今後将来にわたって年金制度が充実していくってということを見据えた制度ですということ、はっきり何回も言ってこられましたので、今現実的には、年金制度が本当に、何ていいますかね、そんな状況になっておりませんので、基本的にやっぱり思い切って考え直したほうがいいのではないかなというふうに、いつも感じておるわけですがけれども、最後に、じゃあ、村長のこの答弁をお聞きして終わります。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 年金制度は、そして高齢者施策は、やっぱり世界でどこも経験したことのない制度であったり人口形態ですので、これは日本が世界の見本を先走っておると。先行するというふうに考えますので、不十分さはあっても制度改正、制度改正を重ねながら、高齢化社会に対応をする取り組みが必要で、政府はその方向を示されていくということだと思いますが。我が村は、先ほど江田議員がおっしゃった国の不十分なところ、そして村民の痛いところ等をどれだけ補完できるのかということでの取り組みは、再々申し上げさせていただきましたので、そのような取り組みで進めていきたいというふうに思います。以上です。

○議員（6番 江田 加代君） 終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で江田議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） ここで暫時休憩に入ります。再開は11時15分から再開をいたします。
休憩に入ります。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次、通告8番、議席番号3番、松本二三子議員の一般質問を許します。

松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 3番、松本です。こんなに明るいうちに一般質問をするのは、初めてのように思いますので、少々緊張しますがけれども頑張りたいと思います。

今回は、2点について質問をさせていただきます。

まず1点目が、在宅育児に毎月3万円支給とはです。29年度から鳥取県では、おうちで子育て

てサポート事業というのが開始されます。①としての、村の現状での導入の考えという質問は、昨日の同僚議員への返答もありましたが、確認ということでお聞きします。若桜、三朝、湯梨浜、琴浦、大山、伯耆の6つの町では、額や期間に違いはありますが、現金支給となっています。②も確認になりますが、どのような補助をされるおつもりなのかお聞きします。③の対象児童は昨日の話では15名ということでしたが、確認をさせていただきます。④として、この事業は待機児童対策の一つなのかお聞きします。

2点目は、変更の多い小学校への対応はです。最近、小・中学校の学習指導要領の改訂案を新聞でよく目にします。そこで、①として、英語の教科化に伴い、授業時間がふえるようだが大丈夫なのか。②として、現在休日である土曜日の活用に変更が出てくることはあるのか。③として、言葉自体は採用しないが、実質的には取り入れられるとされているAL、アクティブラーニングとはどういう指導法かお聞きします。④として、前回教科化された道徳の現状はということをお聞きします。どちらも必要があれば、再質問をさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 松本議員の一般質問にお答えをいたします。

県が示された在宅育児に毎月3万円支給するという、県での名称ではおうちで子育てサポート事業だということでございますけども、これは質問の通告書の要旨の中にあります若桜、三朝、湯梨浜、琴浦、大山、伯耆、これらの町が、かつて自分たちで1人でやっている。単独でやっていらっしゃった事業であります。それをやっておるので、県も支援をしてくださいという、県と市町村の行政懇談会の要望の中で出た内容で、それが現実化されて、県は月額3万円を2分の1の範囲で上限として1歳未満の子供を10カ月を助成するという内容のものでございました。

ただ、現金給付だけということではなしに、それに相当する現物給付も対象としますという提案でございました。その提案を受けて、県と市町村の行政懇談会の中での雰囲気をお願いしますと、中山間は手を挙げて現金支給、それから市部の4市は29年度中に結論を出すということにされましたけれども、どちらかといえば現金支給は否定的であったかなというふうに、私はその場の雰囲気を受けとめましたし、それは私自身の思いがどちらかといえば現金給付よりとにかく待機児童を出さないということが一つ大事なことだなという、保育においては待機児童を出さない。待機児童ゼロという目標にしておりますので、そっちのほうの受けとめ方が強かったせいもあるかもしれませんが、市部の方はそんな受けとめ方であったなということで、いずれも29年度いっぱいかけて結論を出すということでもありますし。隣の市は、首長さんがかわられますので、それからの対応だということでもあります。

そういう中で、本村は従来から保育士が不足しておるといふ厳しい状況はあるわけですが、安心して保育所に通っていただけるよう、あわせて保護者の仕事と子育ての両立支援に力を尽くしてきたところであります。それが待機児童ゼロということでもあります。それは、少子化といひますか、子供をたくさん産んでいただくということにつながると思っています。このたびの県の制度や従来単独で町がやってこられた自宅での子育てについては、やっぱり子供をたくさん産んでほしいと。さっき上がりました6つの町は、どちらかといへば少子化で悩んでいらっしゃるというところですので、そういう対策をされてきたというふうに思っています。

県の事業に合わせて子育て支援の対象を広げていくということから、保育所を利用しない世帯に対しても経済的な支援を行うわけですが、在宅育児世帯の保護者を対象とした現物給付とサービス利用料の負担軽減などを行うことにしたところであります。さらに、お子様のお祝い事にうなばら荘を御利用いただいた場合も、1回に限り上限2万円を助成するという内容で子育てをともに祝っていただいたり、負担を軽減するというふうにつながっていくのではないかといいうふうに思っています。

対象となる方は、先ほども申し上げましたけども、保育所等を利用していない1歳に達するまでの児童を養育し、育児休業給付金の支給を受けていない、受けておられない保護者の方で、試算は大体15人程度かなというふうに見込んでおります。待機児童対策という側面もあると思われましても、この制度の取り組みですが、保護者の子育ての選択肢を広げて、安心して子育てができるよう支援をするものであります。ちなみに、隣の町ではこの家庭内保育を従来から3万円出しておられて、ところがやっぱり保育所の入所希望があるということで、今、追加してゼロ歳から2歳の保育所を建築中のところもありますので、やっぱり子育ての需要はかなり、その現金給付より子育ての需要というのは結構あるというふうに見たほうが正しいのではないかといいうふうに思っています。

ということでお答えをして、変更の多い小学校への対応はという質問は、教育長をもって答弁をいたしますので、松本議員への一般質問の私からの答弁は以上とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

外国語の教科化に伴う、授業時間数等についてのお尋ねでございます。学習指導要領におきましては、実際には英語の活動、英語の時間なんですけども、正式には外国語科とこうなっておりますので、外国語と言わせていただきます。新しい学習指導要領は、今、案が出されておるところですけども、小学校では平成32年度から完全実施となる予定でございます。外国語科及び外国

語活動につきましては、平成30年度から先行実施するということになっております。小学校の3、4年生は外国語活動として年間35時間、35単位時間ですね。5、6年生は、今度は外国語科、教科として年間70時間の授業を行うこととなります。70時間は、週2時間当たりということになります。その結果、3年生以上は現在より年間35単位時間ふえます。1週間にしますと、45分の1単位時間、1週間1単位時間ふえるということになります。

この1単位時間の時間増に関しましては、時間割り編成上どう対応するのかということが全国の小学校の喫緊の課題となっておるところでございます。これは御指摘のとおりでございます。国の検討会議の報告書によりますと、時間増に対する選択肢として大きく3つの方策が示されているところがございます。1つ目は、長期休業期間を短くしたり土曜日に授業をしたりして、年間の授業日数、授業時数をふやして対応するという方法が1つ目でございます。2つ目は、週当たりの時間数を単純に1こまふやすというやり方ですし、また1単位時間単純にふやすのかわりに、15分という短い授業時間を3日間やれば45分になるわけですし、そういう短時間授業を週3回行って時間割り編成をするという方法というふうに、週当たりの時間数を結果的にふやすという方策が2番目でございます。3番目には、1番目と2番目をあわせて少しでも余裕があるような時間割りを編成してはどうかというのが3番目、3つ目の選択肢ということになっております。

日吉津小学校におきましても、この3つのうちのいずれかの方法で時間割り編成を行うことになると考えられますけれども、平成30年度の先行実施に向けて、29年度のこの4月から時間割りの位置づけをちょっと試行、試しに行う方針を立てて、4月のPTA総会や学校だより等で保護者の皆さん、村の皆さんに周知する、現状をお知らせするという予定にしているところがございます。まだ最終決定していないので、どの方向かっていうのは今ちょっとここでは申し上げる段階でないところがございます。時間増への対応が大丈夫かとお尋ねでございますが、いずれにいたしましても、英語を活用してコミュニケーションを図ることのための基礎的な技能と態度を定着させるための、効果的でできるだけ無理のない時間割りを編成していく必要があるかと考えているところがございます。

引き続き、外国語の授業に関して、土曜日の活用についてのお尋ねでございましたが、現時点、土曜日の活用は想定しておりません。土曜日の活動をほかにもいろいろにもやっておりますし、それは教科の学習のみならず社会教育、生涯学習にもつながるものであらうと考えておりますので、現在の土曜日の活用は現状どおりを今のところ想定しているところがございます。

続いて、アクティブラーニングに関するお尋ねでございました。アクティブラーニングとは、

中央教育審議会答申によりますと、子供たちの主体的、対話的で深い学びを実現するための授業改善の視点であるというふうに行っているところがございます。これは、そもそもアメリカの大学で始まりました指導改善方策でありまして、日本の大学でも導入されるようになり、高等学校の授業改善の方向性となってきつつあると理解しております。講義形式の座学ではなく、主体的に調査したり討論したりというふうな、主体的な取り組みを通して学力を定着させようとする考え方であると理解しております。

全国の小・中学校におきましては、これまでも子供たちが主体的に学びグループの中で協働的に学習してきてまいっておりまして、その成果は国がアクティブラーニングを重視する理由の1つとなっております。その学習活動を概略的に申し上げますと、学習課題に興味と関心を持って主体的に取り組み、他者との協働や多様な情報と接することを通して、考え方を広げたり高めたり深めたりする対話的な学びを充実させて、結果深い学びを実現しようとするものであると考えております。しかしながら、子供たちの発達段階や発達の特性に応じた指導方法に関しましては、もとになる基礎、基本の定着ということとあわせて開発していく必要があるとも考えているところでございます。日吉津小におきましても、この4年間アクティブラーニングの視点で先進的に授業研究を進めてきたところでございますが、今年度以降も主体的、対話的で深い学びと、基礎、基本の定着ということとあわせて目指していく必要があると考えているところでございます。

次に、道徳の教科化に関する御質問についてでございます。平成27年3月、小・中学校学習指導要領の一部改定等によりまして、これまでの道徳の時間が特別な教科道徳として位置づけられたところでございます。実際には、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から全面実施となります。教科ではなくて、特別な教科とされましたのは、学級担任が担当することが望ましいと考えられることや、数値などによる評価がなじまないと考えられることなど、他の教科にない側面があるためでございます。教科化によりまして、道徳科の授業が確実に行われて、質の高い多様な指導方法が取り入れられた授業が展開されることが期待されているところでございます。指導方法につきましても、これまでの歴史上の人物等の考え方とか行動とかを紹介するような読み物資料の中心、読み物資料中心の授業から、問題解決型の授業や体験的な学習、討論等の体験的な学習を通じた実践へと結びつける道徳へと変えていくことが標榜されているというところだと考えています。学校におきましては、道徳教育推進教師が設定されておりまして、この教員を中心として、県教育委員会等の主催の研修会や校内研修会などで研究を進めてきているところでございますが、さらなる内容の周知徹底が必要であると考えております。平成30年度の特別の教科化に向けて、来年度にはやっぱり通知表のよいこのあゆみなどの書式の変更等も含

めて検討を行いますとともに、改定内容についての保護者への周知、啓発もきちんとしていかなければならないと考えております。そういう予定でございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で松本議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、在宅育児のほうなんですけれども、これ昨日2人の議員さんにいろいろお話をされましたので、やり方によっては揚げ足をとるような質問になるかもしれませんが、済みません、先に謝っておきますけれども。

確認なんですけれども、今回の紙おむつなどの現物給付という話でしたけども、先日、きのう、村長の回答の中で、決定ではなく29年度中に結論を出される市部、米子市とかですかね。の動向によっては変更もあるようなことを言われたんですけども、それはどうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 一応、現物給付という方向で臨みますが、市部が29年度中に結論を出されるということですので、恐らく現金給付という選択はないと思ってますけれども、でも市部が現金給付されたときに、うちげはどうするのかということはやっぱり考えていく、一回立ちどまる必要があるかなという意味でのお答えでございました。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） わかりました。

あと、そうなりますと、この紙おむつ、粉ミルク、絵本やファミサポ利用時の減免とかがあったんですが、これについては今の時点で決定っぽいので質問はさせていただきます。

月に2万円ということで、1万円が県からということで村は1万円ということで、15名ということでした。紙おむつ、粉ミルク、絵本とかはあるんですが、紙おむつとか粉ミルクっていうのが、これは。その前に、紙おむつとか粉ミルクとかファミサポ、うなばら荘ですね。これは全部ということですか。それとも、その中の2万円、2万円分の中の選んずるとか、そういうやり方なんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 1月2万円を上限として、選択をしていただくと。選択をしていただくということですよ。

○議員（3番 松本二三子君） 選択、はい。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 一番あれなのが、こんな決まった、この箱に入ってお渡しするみたいなのだったら、万が一母乳で育ててる方は粉ミルクをもらっても要らないものですし、実際。あと、おむつってというのが、多分、紙おむつになるんですね。これがすごくたくさんあるんですね、種類が。お母さんの好みかわかりませんが、子供さんによってはこのおむつはいいけどこのおむつはお尻かぶれがしちゃうみたいなのがあるので、その辺の選択を考えると、すごいことになると思うんですけど、その辺のお考えはどうなんでしょうか。種類ですね、おむつの。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） それは、人それぞれ、子供さんそれぞれに適性や特性がありますので、それはお任せをしなければならないというふうに思っています。

○議員（3番 松本二三子君） 選択をするんですね。

○村長（石 操君） 選択をしていただくということだと思います。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。補足説明。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松本議員の質問に補足の説明をさせていただきます。

今回の現物支給というのは、その申請者の方に購入をしていただいて、その償還払いという形です。こちらが決して、決まった物をお渡しするというものではございませんので。その辺の選択肢は、皆さんにお任せするというところでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） なるほど。

では、保護者の方が2万円分、レシートか何か持ってくるんでしょうか。それに対して、後からお返しするということですね。すごく細かい話になるんですが、万が一その2万円ではなく、1万〰〇〇〇円しか使われなかった場合は1万〰〇〇〇円ということなんですね。わかりました。

それと一緒に、ちょっと話が飛ぶんですが、育児パッケージというのを今されてるの、同じような感じだと思うんですけども、これは産前が〰〇〇〇円、赤ちゃん訪問時に〰〇〇〇円の品と書いてあります。就学前に1万〰〇〇〇円の学用品購入費用助成っていうのがあったんですけども、この場合の〰〇〇〇円の品とか産前〰〇〇〇円とかっていうのは品物でしょうか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松本議員の御質問にお答えします。

母子健康保険交付時とそれから出生時にお渡しする育児パッケージというのは、こちらが買った物を皆さんにお渡しするということです。それから、就学前の1万〰〇〇〇円の学用品購入助

成というのは、学校で説明会のときにいろいろ学用品を買っていただきます。そこで買っていた分が、大体、合計すると平均2万〓000円ぐらいかかりますので、そちらで購入していただいた分のうちの1万〓000円を補助するというようにしております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） よくわかりました。

根本に戻るんですけども、この在宅育児に毎月3万円支給とはっていう題名にしたのは、この言葉がすごいもう、何ていうんでしょう、保護者さんの間ですごい回っているんですね。というのは、ネットとかでがんがん回っていますし、最初に、これ私が、勘違いなのかわかりませんが、言ったのが、待機児童対策だったと思うんですよ、気持ちの中で。私も、これ12月にヴィレステで子育てフォーラムというのがありまして、そのときに県の方からお話を聞く機会があったんですけども、ゼロから1歳児を保育所に入れずに家で育児をしてもらう待機児童対策だと私は思ったので、その場でどうですかと聞かれたときに、日吉津村は待機児童ゼロを打ち出しているの、大々的にはやるとはここでは言えませんっていうのを、済みません、勝手に言わせてもらったんですけども。そうとしか思えなかったの、保護者さんがその選択肢を広げるため、在宅で子育てしたいお母さんもたくさんおられますので、お父さん、お母さんも。そういう方もあるので、そういう方の選択肢になるんならばばらばらいいことだと思いますという意見を言わせてもらったんですけども、これ、最初は一億総活躍というやつですかね。女性も働いて子供を産んで、その上育ててまた働いてみたい、女性にとっては大変なことを言われたんですけども。これ育児休業給付金っていうんですか。これが今67%出るのかな普通に。計算しやすいに、パートさんも雇用保険ですので、あれがあれば出るはずですので、これ万が一、月10万いただいているパートさん、臨時さんがお休みをして育児休業で給付金をもらおうと思うと6万〓000円ですよね、単純計算して。これにプラス3万円すると10万円もらっていた方に3万足すので6万〓000円、月にもらえるみたいな計算で、これなら在宅で育児休業中も安心して子育てができますねっていう、確かそういう最初の話だったと思うんですね、私なんか。なので、ああ、この3万円っていう金額が出たんだなと思ってたんですが。だんだんだんだんどこからか、鳥取県のほうでも少子化対策だということになって、子育て支援の対象を広げる観点から在宅育児に対しても、対してもっていうのは、最初一生懸命に働いてるお母さんに保育料無償とかを一生懸命やってきたので鳥取県は、それに対して在宅世帯に対しても、経済的支援を行うことにより保護者の子育ての選択肢を広げ、希望出生率の実現に寄与することを目的とまで書いてありますので、鳥取県のが。これ、鳥取県は全国に先駆けてやってるんですね、今。鳥取県が一番

最初にやっつけられるので、県としては。あ、違った。ちょっとお待ちください。なので、違ったようですけども。

なので、すごくいいことだとは思いますが、その辺がどんどんどんどん変わってきて、働いてる人は育児休業手当が出るので、在宅で子育てをしている保護者さんに支援をするというふうに変わってきているんですけども、ちょっと不安になったので、課長の話を知りたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松本議員の御質問にお答えしますけれども。

最初の3万円の積算根拠という御説明をいただきましたけども、私もその説は初めてお伺いしまして、後段で言われた県の目的のほうが今、通常この事業の狙いということで考えているところでございます。それで、鳥取県がこれは全国で初めて取り組んでおりまして、しかも実施しているところは町村では全部現金給付ということで、いまだ、まだ現物給付というのは多分うちが初めてではないかなというふうに認識をしているところでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） いろいろ聞いた中で、この意見があったっていうのが確かにあったと思うんですけども。というのが、私、とっとり型の保育のあり方研究会というのの報告書いただいているんですけども、この中で、支援策の対象というのに、保育所等を利用せずに祖父母等に子供を見てもらう場合も、これは対象になってたんですね、最初のころは。今もなんでしょう。これを、保育所を利用せずに祖父母に見てもらうっていうのは、保護者さん、父母さんはどういうあれだという認識を持っとられるんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松本議員の御質問にお答えします。

祖父母に見てもらう場合も、対象ということになっております。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） いえ、ていうことは、保護者のお父さんなりお母さんなりは働いておられるっていう意味ですね。けれども、保育所に入れないからお家で見てもらっている、祖父母に見てもらうという。あ、なるほど、わかりました。これは日吉津でも対象になるのか、関係ないのか。（発言する者あり）現物給付になりますね。わかりました。今のところまでは、わかりました。

あと、これのところが、私は別に現金にしてくれと言ってるわけではないんですけども、こ

の中で、サポート事業の案の中で、補助率が2分の1です。条件っていうのがついているようなんですけど、現金にする場合。この中で現金を給付する場合は、定期的な訪問、面談、ネウボラ事業の取り組みを一体的に実施することっていう条件がついているようなんですが。これは日吉津村がもう先駆けてやっていることですので、日吉津的にはこれは何の条件は完璧に満たしているの、その上で。それでお金にしてくれというわけではないですけども、いわゆる県の気持的には現金にするんなら、実際このネウボラっていうものをもうちょっと広げていこうみたいな感覚があるのかなと、ちょっと勘ぐったんですけども。実際、割とお母さんたちが家に引きこもられてたりとか、行きにくいっていうのがあると思うんですね。なので、今回のこの現金支給をするっていうことに、何でしょう、これが取っかかりになって、かかわりを持つようなきっかけづくりになるのかなっていうのも、ちょっと思ったんですけども。これが現物支給ではないっていうのが、ちょっと不思議なんですけれども。日吉津はもともとこういうことをきっちりされているので、そういう面で現物でいけるのかなというようなことを思われたのでしょうか。意味がわかりますかね。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 県版のネウボラというのは後発ですので。日吉津版のネウボラのほうが2年ばかり早いので、県が後追いでやられるということで。市部のエリアを現金化していくということになると、やっぱりそういうことも事前に配慮として必要だということだと思っております。

ネウボラは、妊娠、出産、産後、就学前までの子供と保護者の相談に応じるという意味合いですので、そういう意味では我が村は、対面的なことはできておりますので、育児パッケージやそれからそれぞれの健診等、適期にいわゆる成長期に応じたことが確認ができますので、そこまでの縛りは必要ないのではないかというふうに、今の段階では考えてます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） これは本当に、日吉津村はすごく子育てに対しては何でも先に行っているの、なかなかこちら質問しにくいがあるんですけども、ありがたいことなんですけれども。多分、県がされるのでするのは確実なんですけれども、そのところで15名ということですので、実際選択肢を広げるということで、在宅で子供さんを育てるっていうのもいいことなので。先ほど言っていた会に、私がもらったときに言ったのが、結局、今、鳥取県では特に共働きっていうのが普通っていうか、当たり前みたいになっていて、反対に家庭で子供を見ている専業主婦っていうのが、余りいい目で見られないんですね。遊んでいるまで言われたことがあ

りますね、私なんかもあったんですけども。そういうことではなく、とりあえず収入がちゃんとあるっていうか、もらえる物もちゃんとあるっていうことで余裕は出ると思うんですけども、隣の町になるんでしょうか。言ってしまうえば大山町なんですけれども、こちらのほうは2歳までに、たしかなくてと思うんですけども、その辺で日吉津村で、あるNPOのお母さんたちにお話を聞いたことがあるんです。これは米子市なんですけれども、米子市はなかなかしてくれないだろうなっていう、ちょっと悲観的な意見を持っていましたけれども。そこで1歳までは在宅で見る人はたくさんいると、ここの1歳から2歳の間、本当は1歳から3歳までにして欲しいという意見がすごく多かったんですけども。2歳まで見て、いざ保育所に入れるとなるとちゃんと入れるのかなっていう不安も、米子市は多いようですけれども、日吉津はその辺は大丈夫と思うんですけども。大山町が2歳までだからというわけではないんですけども、15名です。ここの2歳まで延長するなんていうことは、ゼロから1ではなく、ゼロから2の、10カ月は過ぎるんですけども。その辺の対応なんていうのは、村で独自にはできないものなんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 子育てにおいては、選択肢としてはさまざまなものがあると思ってますし、そう思いながらこれまでやってきましたので、今回は県が出された現金給付はうちはだめだという感じしております。現物給付をして、でも、きのうもちょっと、どなたかの御質問にお答えしましたけれども、ゼロ歳から2歳までの2カ所の民間の保育所それぞれ、今は定員は15、15です。最大18かな、19まで広げられますけども、19だ。今、1カ所は15の定員いっぱい。それから、もう1カ所は18ということですので。やっぱり、それは保育の質を確保しているかな。保育士不足ですので、保育の質を確保する政策のほうが先だというふうに思います。ただ、今子育てのさまざまなメニューの競争になってますので、困ったもんだな、ないしょでできなところ、同じ土俵に上げられて困ってしまったなということがあるんですけども。大山町の2歳まで延ばすというのは、それはやっぱり子供をふやそうという気持ちのほうが強い選択だというふうに思ってますし。それから在宅での、これまで単独でやられた町の現金給付は、やっぱり子供をふやそうという気持ちのほうが強かったのではないかというふうに感じておりますので。今の段階で、大山町並みにするかしないかという議論ではないと思います。

よそが全部そげしてしまやもんなら、ほんならうちげが頑張っちょれえかやということも出てくるかもしれませんが、そんなうがった見方ではなしに、子育ての一つの考え方はこうだというものを持ち続けながらやっていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） わかりました。よくわかりました。

この中で一番心配だったのが、本当に粉ミルクやおむつのことだったので、きょうきちんと後からお払いするというのを聞いたので、よかったと思います。この質問は終わります。

続きまして、小学校のほうなんですけれども、教育長さんの丁寧な回答でよくわかったんですけれども。これ、変更が多いっていうのを出したんですけれども、これは小学校だけではなく中学校もそうなんですけれども、突然ではないんでしょうけれども、以前ありました。武道を必修科目に入れるとか、ダンスを選択3つぐらいあったんですけれども、それを入れるとかっていうのがあったんですね。そのときも先生方が研修に行かれたり、体育の先生が突然ヒップホップか何かを習いに行かれたりとか。箕蚊屋はそんなことはなかったんですが、全国的にあったんですね。そういうのがありまして、大変ではないかなというのを思ったんですけれども。

これ、先日、県議会の中継を見ていたらこのアクティブラーニングというのと同じ質問を、全くされている議員さんがおられまして。その中の返答で、県ではなくて市町村のやり方という言い方をされていたんですけれども。モデル校を指定してやってみるといふ、県知事さんのお話もありましたので、やっぱり県でもそういうのが話題になっているんだなというのを思ったんですけれども。文科省のほうもパブコメを実施して、次期指導要領を3月中に告示して、解説書を6月にも公表すると。小学校の、教育長の言葉で言うと、外国語教科ですね。を円滑に進めるため18から19年度の移行期間に最低限学ぶ内容も近く示すというのが、済みません、これはネットですので、どこまでかわからないんですが、出ていました。それに、日吉津小学校はすごく先に先に行とられる、指導されているのはよく知っておりますので、いろんな先生に来てもらって。その辺は大丈夫と思います。基礎とか基本が大事というのを言っていたので、大丈夫と思います。

その中で、私テレビばかり見ているわけじゃあないですけれども、先日、NHKでちょうど日本の子供の学びが変わるといふ番組をしていたんです。その中で、先生が単に子供に教えるというのではなくて、答えのない問題にみずから解決策を導くと。主体的、対話的で深い学びというのを、教育長のおっしゃるとおりのことを言ってもらいました。その中で、子供に必要なのは英語などの言語能力、プログラミングなどの情報活用能力、伝える力、問題発見力、想像力、社会参画力、批判的考察力、人間関係形成力、協働する力だそうです。この協働と参画というのが日吉津村にはぴったりだなと思って聞いたんですけれども。主体的対話で深い学びと、これ何回も出てきたんですけれども。これを全てをそろえると、スーパー子供になれるそうなんです。どんなのがスーパー子供かわかんないんですけれども。反対に職員室、先生のほうでは、英語、プロ

グラミングを教える知識、技術がないと。これは中学校かもしれませんが、部活、いじめや保護者対応で忙しさに拍車がかかるのではないかと。カリキュラムなどを減らさないと子供の生活力を奪う。教員の増加を切に望むという声が出ているというのが、テレビでやっていたんですけども。その反面、ある校長先生が出ておられたんですが、女性の。これは昭和の時代には普通にしていたことなので、自分たちの学校では自分もそうなんでしょうけど、そう変わったことをする必要もないという考え方もあったんですね。実際、これ思ってみたのが何年前、20年前ぐらいでしょうか。総合というのがよくはやっていたんですけども、そのときにも詰め込み授業をやめるために、子供に発想力をみたいなのをされていたんですけども。何か、そういうのがちょいちょい変わるんですね。ゆとり教育がだめだったから、競争社会をみたいなので。その次に、またこういう子供に。これは子供に学力の上にそういう、何ていうんでしょう、自分で考える力とかみんなと協力してやる力とか、そういうのを期待するっていうんでしょうか。やらせるっていう、すごく大変なことだとは思ったんですけど、先ほどの文字だけ見ると。

教育長、こういうのをどのように捉えておられますか。

○議長（橋井 満義君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 内容が非常に多岐にわたることなので、まとめて言うのは難しいんですけども。

学習指導要領でいつも改定されるたびに目指すのは、やっぱり10年先、20年先の子供たちをどのように育てていくかという目指す姿を設定した上で、じゃあ具体的には何しようかっていうことになるわけですけどね。このグローバル化した世界の中で、外国語、特に英語はどの世界に行っても通じる、ある程度通じる言語として世界の中で活躍していく、あるいは日本が世界の中で伍して国として成り立っていくということの一番根本として、英語力をということが出てくるんだというふうに思います。そういう意味で捉えますと、無理やり詰め込んでできるものではないと思いますので。それこそ主体的に取り組めたり、対話的に学習したりという中で英語の力をつけていくということは、今後大切なんだろうなというふうに捉えているところです。

ございましたプログラミング教育って、私なども非常に理解に苦しむ言葉が出てきているんですけども。物事の筋道を立てて論理的に考えていたり、いろんな条件を勘案して結論を出していたりとかいうふうな、ただこういう学習内容を覚えてそれを使えばいいということではなくて、いろんなものを総合して物事を判断していけるような力っていうふうに単純に捉えているんですけども。それも今後大切なことだろうなというふうには思います。

しかしながら、先ほどの答弁でも申し上げましたように、主体的で対話的な学びをしようって

討論したりディベートしたりとかいうふうな場合に、誰でも討論できる素地っていいですか、討論できる能力が同じようにそろってればいいですけども。特に小学校、中学校、子供たちの現状からしますと、みんなが同じ能力であるわけがないので。そうすると討論一辺倒だったり話し合い一辺倒だったりすると、ついていける子とついていけない子が、ギャップがすごく広がってしまうということが起きるのが危惧されると私は思うものですから、先ほど基礎的、基本的な内容の定着をきちんとした上で、その定着の上に立って同じ土俵で議論や討論ができる、一緒に考えてできるということが大切だなというふうに捉えているところです。

そこで、日吉津小学校では、学びの共同体という考え方で過去4年間、授業研究、学習のあり方をずっと研究してきました。それなりに、子供たちは討論したりお互いの考えをきちんと受けとめて自分の考えをまとめようとするとか、そういう力は子供たちについてきたというふうに思います。話し合いが上手になったと。端的に言うともうそういうことかもしれません。しかし、学力ってというのは非常に総合的なもので、知識とそれを活用する力と態度やいろんなものが総合的なものが学力ですので、話し合いの仕方だけが上手になっても、先に活用できるかどうかはわかりません。やっぱり基礎となる知識も必要だというふうに思います。

そういうことで、バランスのとれた学習方法、知識もあるし態度も身につくし、それから活用もできるような、スーパー子供とおっしゃいましたけども、理想的にはなかなかいかないんですが、バランスをとることがまず大事だなというふうに、そっちの方向も加えて若干軌道修正をする必要があるなど、現時点では考えているところです。

ちょっとお答えに足りないかもしれませんが、以上でございます。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 本当に思っているとおりの回答をいただきました。ありがとうございました。

本当にそうなんです。いろんな子供がいますので、これを全部しろって言われて、じゃあできるかっていうと、なかなか授業中に手を挙げてお話しもできないシャイな子供さんもおられますので、その辺のこともやっぱり考えて、全てが指導要領どおりにできるっていうと困るなと思ったんですけど、教育長さんがちゃんとそういう目で見て、さすが学校の先生だなと思ったんですけども。見てくださっているのよかったです。

反対に、さっき言っていました昭和の時代の話が出たんです、テレビでね。昭和の時代の私たちが子供時代だったんですけども、そのころは結構授業の詰め込みもなかったんですけど、私は子供の少ない年に生まれたので、割とゆとりのある教室の中だったんですけど。小学校の先生が、何か

につけすぐ学級会をする先生だったんです。自分はいなくなって、子供に話し合いをさせるというのが好きだったのかわかりませんが、そういう先生だったのでやたらめったらやり合いをしていたのが私の小学校5、6年生の時代だったんですけれども。あれがすごく、今、身につけてるっていったら変なんですけれども、よかったのかなど。結局そういうことなんです。自分の意見を言って人の意見を聞くっていうことが、それに対してまた返すみたいなの。人の意見も取り入れながらっていうのが、なかなか今の若い人、子供にはなかなか難しいものがあるのかなって思うんですけれども。そういうのをやっていた時代っていうのもあったなと思いながら聞いていたんですけれども。

何年か前、総合のときに、総合があった時代。今度はこちらの子供たちの時代なんですけれども、先生が2つに分かれて1つの、何ていうんでしょう、課題に対して言い合いをするみたいなの。それ、本当にどうでもいいような話だったんですけれども。早寝早起きは体にいいかみたいなのだったんです。そのときに、じゃあ前もって子供たちに自分たちで勉強させてきて、それに対して、ディスカッションみたいなのをさせるっていうのを1回していただきましたが、割と、ただこれは人数が何人かずつだったので、全員ではないです。なので、そういうのが好きな子供たちが多分集まったんだと思うんですけれども。割と小学生にしては立派なことを言ってあれだな、早く寝ないと背が伸びないとか、そういう子供らしい話だったんですけれども。そういうのが、やっぱり社会に出てから役に立つのではないかなんてことを、ちょっとこのテレビを見て思ったんですけれども。

やっぱり、どんどん変わっていくとあれもこれもってなると、実際問題が先生が今度は大変なんじゃないかなっていうのがちょっと心配なんですけれども。時間がなくなってきたんですが、その辺を聞きたいのはあるんですけれども、ちょっとどうでしょう、その辺を。

○議長（橋井 満義君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 先ほど、今おっしゃいましたのはディベートそのものだと思います。いい意味で批判的に物事が見れる。相手の主張をカテゴリー、分類したりして総合的に捉えて、それに反論するためにはこちらの根拠となるものはこれとこれとこれっていうふういきちんとまとめて、その上で討論して。ディベートは相手を打ち負かすための技能ですので、討論上。そういうことを目的としてやった時間だと思います。相手を打ち負かすことよりも、お互いの論拠をきちんと把握した上で討論するということの大切さを子供たちはきっと学ぶだろうと思っていて、そこら辺が大切なことだなというふうに聞かせていただきました。

教員がというお話なんですけど、確かに簡単にできるとは思えません。総合的な学習の時間が導

入されるときも、これ教科書がない時間ですので。読み物資料もない。どういう目的で、どういう目標を立てて、どんな教材でどういう活動をするか、組み立てなきゃいけないということで、ないところからそれをつくり上げることがとても大変でした。ただ、文科省がこうやって新しいものを示すときには、それをパイロット的にやっている地域、学校が必ずありまして、その成果を踏まえてこういうやり方をしようっていうふうに学習指導要領に出てくるっていうことですので、その先行事例をしっかりとひもとけば何とかやっていける。まずそこをまねして、できることからやっていくということに、大抵の授業研究はなるのではないかなというふうに思います。決して、負担がないかというのと、全く負担が結構ありますけども。最初に言いました、子供たちの将来的にこんな子供をという思いから、これも言われましたように、自治体単位、学校単位でできるところからできるやり方で進めていくということになるんだろうなというふうに思っています。

これも答えにはちょっと足りませんが、以上でございます。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 本当にいろいろなことで、子供の何でしょう、ためになることなんでしょうけども、保護者的にはやっぱり、それはしてもやっぱり中学出て高校入試っていう、基礎的学力っていうのが一番の、何ていうんでしょう、学校に対しての希望っていうのがありますので、そのところもお願いしたいと思います。

あと、時間がなくなりました。きょう、テレビの話ばかりしましたので、最後もテレビの話なんですけれども。NHKの教育でやっている子供向け番組で、20年間続いている「ざわざわ森のがんこちゃん」というのがあるんですけども。これ、子供と一緒に見てて、まだ20年たってもやってるんだなと思って見たんですけども。久しぶりで見たら、このがんこちゃんに英語を話すお友達ができていたんですね。なので、やっぱりすごいグローバル化しているんだなと思ったのと、英語力の必要性も感じました。きょう、朝のテレビでは、5歳の子供が英検2級を取ったという話も出ておりましたので、そっちにばかりいってもどうかなと思うんですけども。

ただ、話の中でがんこちゃんというのは日本語しかしゃべりません。身ぶり手ぶりでその英語しかしゃべらないお友達と会話をするんですね、身ぶり手ぶりで。自分は日本語しかしゃべれないのに。そういうコミュニケー能力っていうんでしょうか。英語を話せば、全部大丈夫っていうわけではなく、コミュニケー能力とかやってみようっていう気持ちでしょうか、そういうところも日吉津の子供が伸ばしていけるとすごくうれしいなと思いました。

あと3分あるんですが、これは余談で関連質問なんですが。せんだってパジャ、イオンのパジャに学童保育がオープンするというのが出ていたんですが、この中で日吉津小学校も入っていた

んですね。対象小学校が日吉津、箕蚊屋、淀江っていうんです。学校に、小学校の終了時にお迎えに行きますと、パジャから。6時を過ぎたらお父さんがイオンの日吉津の中にあるやつにお迎えをするということなんですけれども。これは日吉津の中では聞いておられる話なんですか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） チラシができ上がってから聞きました。

○議員（3番 松本二三子君） ああ、そうなんですか。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） ていうことは、別段、日吉津さんも参加されますかみたいなのがなかったということですね。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） そんな話ではなしに、民間事業としてこの学童保育は全国に多数展開されております。米子市内にもたくさんあると思ってますので、その1つの動きだというふうに見てます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 村長がそういう考えなら、自由ですので、保護者さん、子供さんは、わかりました。

では、これで終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で松本議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） ここで休憩に入ります。再開は午後1時より再開いたします。議場へ御参集ください。休憩に入ります。

午後0時14分休憩

午後1時00分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

通告9番、議席番号5番、三島尋子議員の一般質問を許します。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島尋子です。今議会の最後の質問者になりました。よろしくお願ひいたします。

災害は忘れたころにやってくるということを思い起こしまして、日ごろの心構えの甘さに気づかされました。雪のときに宅配便が届きまして、その宅配業者の方からお宅の役場の職員さんの対応はいいですねっていうことをお聞きしました。ああ、そうですかねって言いましたら、よそはととてもとてもこんなありませんっていうことがありまして、大変うれしかったなっていうことを思い起こします。いいことを聞いたっていうことを伝えておきたいと思います。

今議会では、高齢者と子供の貧困、そして新年度予算編成に当たっての2点について質問させていただきます。これまでの質問された議員との重なり部分があると思いますが、答弁よろしくお願いたします。

まず、高齢者と子供の貧困について伺います。最近、子供の貧困が大きく取り上げられております。その裏で、それを上回る勢いでお年寄りの貧困がふえていると内閣府調査で伝えています。60歳から64歳で、貯蓄が十分と思うと答えた人は3.6%、かなり不足すると思うと答えた人は35.5%で10倍。老後の貧困は人ごとではなく、このことは若い人にも他人事ではないという状況だと言われております。年金が4月から0.1%減額される中で、医療・介護の保険料、サービス料が引き上げになり、負担はふえます。年金生活者には厳しいものになり、ずっと働き続けなければならない皮肉な一億総活躍社会ではないでしょうか。日吉津村の住民の所得は、県下でも高いと言われておりますが、村内高齢者の状況をどのように把握しておられるのか伺います。

次に、子供の貧困について伺います。子供の相対的貧困は6人に1人とわれ、見えない貧困が問題視されております。日吉津小学校においての状況お聞きいたします。

次に、小・中学生の給食費の無料化、新入生に対する補助について伺います。日本の学校給食は、教育の一環として位置づけられているのが最大の特徴だと言われております。それは、健康管理はもちろん、給食を通して食に対する正しい知識や食習慣、マナーを身につけ、自然の恵みやつくってくれた人々に感謝し、地域の伝統、食文化の理解を深めるなど、給食を通じて子供たちは食育を学んでいくとされております。義務教育は無償としております。今では、給食費の無料化、半額助成が全国に徐々に広まっております。給食費の無料化に取り組む考えはないでしょうか。また、新入学児童生徒には特別な出費があります。子育て支援として補助する考えはありませんでしょうか。

次に、就学援助費の申請の周知方法、支給額、支給時期について伺います。

次、大きく2点目ですが、新年度予算編成に当たって伺います。村長は、昨年10月28日付で、平成29年度予算編成に当たってとして各主管課長宛て通知されております。また、新年1月から2月にかけて、各自治会で行政懇談会を開かれました。新年度当初予算編成と行政懇談会等

から、4点伺います。

1つ目は、行政懇談会の主催は役場かそれとも行政か、どちらでしょうか。懇談会の目的と懇談会で得られたことは何でしょうか、伺います。

次に、懇談会資料に自治基本条例推進委員会の設置は、行政や議会、村民への提言を行うための協議を進めているとあります。自治基本条例の推進として、自治基本条例に基づいた行政を目指し、地域に暮らす、みんなが地域づくりに参画できるよう推進委員会の提言に対する回答は確実に実施していくとあります。これまでにどんな提言がありましたでしょうか。その提言は確実に実施されておりますか。

次に、住民が村づくりに参画したいと考える十分な情報提供をすることが、行政の一番の基本と考えております。現状をどう捉えておられますか。

3つ目、新年度予算編成は村長の通知を踏まえ、また28年度を評価し、積極的な新規事業等予算計上をされていると考えます。29年度は、石村長4期目後半の村政、かじ取りをされます。その重点施策を伺います。新年度の各主管課の重点事業についてもあわせ伺います。

4点目ですが、今年1月に都市計画審議会で海浜運動公園を中心とする議題が出されました。その会議の中で、利用者の駐車場の設置は必須だという意見が多く出されました。その後、どう検討されたのかを伺います。

以上、よろしく願いをいたします。答弁により、再質問させていただきます。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 三島議員の一般質問にお答えをいたしてまいります。

最初に、大きな質問の高齢者と子供の貧困というところでありますが、このことについて村の高齢者の状況をどのように把握しているのかということをございまして。高齢者の貧困につきましては、生活状況を把握しながら生活状況から見えてくる困り事を早期に支援していくことが必要だというふうに考えます。

どのように把握するのかという点につきましては、村と地域包括支援センター職員の日々の訪問活動や社会福祉協議会、民生委員児童委員、さらには居宅介護支援事業所等、関係機関からの情報提供により把握に努めておるところであります。また、27年の4月から生活困窮者自立支援法が施行されておりますので、本村でも福祉保健課内に生活困窮者の相談窓口を設置して、専任の相談支援員を1名配置して相談業務を行っておるところであります。この生活困窮者自立支援法の法施行に当たっては、全国の会議で町村の立場で出ささせていただいて意見を申し述べさせていただきました。法律の作成に当たっては、担当課長だった総務課長が出て議論したわけです。

けども。今、見直しをしようと、生活困窮者自立支援法の見直しをしようというような動きがあるようでございます。余談ですけども、そういう動きがあるということですので、困窮者の把握、いわゆる実態把握をさらに深めていくということなのかなという気がしております。

税金や医療保険料の支払いの困難な方については、担当者が電話や訪問等によって生活状況や家計や家庭の状況を聞きながら分納の支払い計画を検討したり、生活に困窮されている場合は、相談支援員につなぐなどの連携を図っています。また、関係機関からの情報提供により把握した場合は、御自宅に訪問する等、地域包括支援センター及び相談支援員と連携して相談支援等を行っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

高齢者の生活困窮者支援の一々の内容を細かなところを申し上げますと、先ほど代表的な事例として、納付相談や家計の収支をお聞きして、支払い先の優先順位を一緒に考える等をしておりますが、それ以外に、年金手続の同行、税金申告の助言、住まいの支援、法テラスの紹介、これは多重債務の方の支援をするものであります。それから、就労支援、これは県の就労支援の力をかりるといふこともあります。社協の貸し付け検討、社協との連携です。生活困窮の貸付金がありますので、それをどうなのかというような相談も応じると。それから、子供さんの就労支援、世帯として支援し生活を立て直すということで、貧困の連鎖にならないような取り組みが大事だといふふうに思います。それから、数カ所への病院の支払いが重なり生活費が圧迫をした方が、年金担保の貸し付けを希望されたので、手続の支援をして毎月の支払い額を一定にして生活を立て直すといふような支援をしておるといふ内容であります。

あと、学校関係については、教育長をもって答弁をいたします。

次に、2番目の新年度予算編成に当たってのということで、行政懇談会の主催、懇談会の目的は、懇談会から得たものといふことで、主催は村がやりますけども、事前公開で事前に日程調整や当日の進行状況や、それから自治会での懇談のテーマをどんな内容にしましょうかと。自治会で特に取り組みが必要な事例を議論することも可能ですよという提案をさせていただいて、実施をしておるところであります。

その懇談会の前段では、村長や教育長、各担当課長が出かけて、当該年度の村の取り組み状況や新年度の方針について説明をするということと、先ほど申し上げました村民の方々も村づくりの課題などの御意見をいただき、議論をする時間も設けておるといふことでございまして、さらには参画と協働の村づくりに取り組むことができるような対話にも努めておるといふことであります。

懇談会から得たものといふことでは、質問から今後の村政に取り組むこと、村づくりに生かせ

る内容などを得ることが例年でできておるといふことで、その都度反映をさせておると。具体的に一々を申し上げませんが、そういう取り組みにつなげておるといふことであります。

2番目の自治基本条例推進委員会の提言をどんなふうにするか、提言は村長に行うのではないかと。提言があったものについて、その提言を確実にやっぱり実施をしなければならないといふことで、村長に提言をさせていただくものでございますので、自治基本条例の第37条の3項ではそういうふうにならざるというふうには思います。これまで2回の提言をいただいております。22年の8月6日と25年の3月7日であります。おおむね実施をしておるといふ内容でありますけれども、検討はしているものの、実行が難しいものもあります。見直しも含め、検討が必要であるといふことでございまして、22年8月6日の提言については、自治基本条例の村民、職員への周知、情報の共有、村民からの意見に対する検討結果などの公表、村民からの意見聴取方法の検討というような提言がされております。25年3月の提言は、情報の共有、公開、説明責任、参画と協働の推進、村民、議会、村の役割と責務というようなことを提言をいただいて、それに努めるべく努力をしておるといふ内容でございます。村づくりに参画をいただくといふことでは、しっかりと住民に情報を提供していくのが基本であるといふことで、質問の中であるわけではありますが、まさしくそのとおりであろうかと思っております。不十分さがあるかもしれませんが、それに努めて進んでまいりたいといふふうには考えております。

新年度予算の編成はといふことで、村長の重点施策はといふことで、加藤議員にもお答えしたところでありまして、具体的には個別については総務課長のほうから説明をいたしますけれども、何といっても27、28、29の3年間の土地開発公社の経営健全化計画が29年で最後になりますし、28年を繰り越してはございまして、予算を削減して改めて29年度に組み直したといふものもありますし、いわゆる海浜公園でのかつてのCCZ土地利用構想にかかわる地権者とのやりとりがありますので、これをどうしてもこの健全化計画の期間に解決をしないと、かれこれ課題としては積年、年数を重ねてまして、30年近くたってますので。これはいつまでもいつまでも先送りにはならないと、とにかくこの健全化計画の期間にやっつけなければならぬといふふうには思っております。

それから、新築住宅の借り入れ助成は地方創生の中で打ち出したことでもありますので、引き続いてやっていくといふこと。それから、いかに制度改正があったといえども、介護保険事業の中では生活支援コーディネーターをいわゆる外の団体に任せるといふ考え方もありましたけれども、これはやっぱり地域包括支援センターを直営で役場でやっていますので、この生活支援コーディネーターと協議体の設置は我々が、自治体が、村が直営でやるべきだといふふうには判断して、全国

の中では社会福祉協議会などに委託をしてやられるところのほうが多いのではないかと、僕は判断しますので、ここは直営でやるということに力点を置いたものであります。

健康寿命の延伸は去年から取り組みを始めたということでありまして、農地の中間管理事業も引き続いてやっていくということや、村営住宅については、現在の入っていらっしゃる皆さんがおおむね半分は単身世帯になっていらっしゃるのです、その1人の規模に応じた住宅を一部建てさせていただくのかなということで、新たな家族世帯を転入がしやすいようにしたいというふうに考えます。それから、災害対策費では、福祉協議会にLPガスを電源とする非常用発電機を設置をして、福祉避難所の充実に備えるというようなこと。教育委員会ではスクールソーシャルワーカーを導入するというようなことで、詳細は総務課長がお答えをいたします。

次に、都市計画審議会で、海浜運動公園を中心として駐車場が必要ではないかということでの質問であります、キャンプ場と多目的広場に合計86台分の駐車場があるということで、公園利用のピーク時には海岸松林の北側に駐車をしていただいております、臨時的に駐車をしていただいております。あれは、護岸施設の車が通るあのラインから、内陸に向かって5メートルまでは県の管理区域ですが、自由に使っておるとということや、未舗装の部分で自由に使っておるとということや、車が往来をしておるとということ、ピーク時にはそこを利用をしていただいております。キャンプ場では、夏休みの期間中の土日の利用者が多い。芝生広場、多目的広場はグラウンドゴルフやターゲットバードゴルフの各種大会の開催時に駐車場が満杯になってしまうと。駐車場不足の状態を起こすということでの、都市計画審議会の中での御意見であったというふうに思っております。そういう意味では、かつての都市公園構想を規模縮小をしたわけでございますので、どうやって駐車場を確保するのかということと、改めて土地を買うということには、僕はならないという判断をしております。海岸保全区域の県が管理します、今の護岸から松林の間を県の許可を得て臨時的な駐車場として事業時には利用できるような方向がいいのではないかと。かつてチューリップマラソンがうなばら荘で行われるときは、あの海岸線一帯に車をとめられると、1000人の参加があの一帯でとめられて受け入れておったことからすると、松林と護岸との間を何とかすれば、駐車場としての機能が果たせるのではないのかという気がしておるところであります。そういう意味では、海岸管理者いわゆる県の土木部の管理になるわけ、事務担当は土木部になるわけですけども、そこを議論をして駐車場の確保策に、いわゆる臨時駐車場を事業を起こすごとに確保していくという対応がいいのではないかと。これは県との協議になりますけども、そのほうが現実的な解決の仕方ではないのかというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

高齢者と子供の貧困、見えない貧困、給食費の無料化、就学援助の申請につきましては、教育長をもって答弁をいたしますので、私からの三島議員の一般質問の答弁は以上とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） そうしますと、主なものは、先ほど村長のほうが言われました。一応、主管課の重点事業ということがありますので、課ごとに言わせてもらいますと、改めまして総務課につきましては、用地管理それから新築住宅借入利息助成それから災害対策の非常用発電ということでもあります。特にこの新築住宅につきましては、地方創生ということで引き続き行っていくものでもあります。それから、福祉保健課におきましては、介護保険事業、在宅育児サポート事業、健康寿命延伸事業ということ。この健康寿命延伸事業につきましても、地方創生ということで引き続き行っていくものでもあります。それから、建設産業課におきましては農地中間管理事業と、それから住民課におきましては村営住宅管理ということで、建てかえの設計委託と。それから教育委員会におきましては、スクールソーシャルワーカーの活用事業ということでもあります。

このほかにも主要事業といいますか、重点といいますか、地方創生を引き続き行っていきますので、例えば福祉保健課では小規模保育所の支援であったり、ワーク・ライフ・バランスであったり、それから保育所総合事業であったり、このほかにもあります。それから建設産業課では、小規模農家の支援ということもあります。それから、教育委員会におきましては地元の人材育成ということでもありますし、小学生の体力向上、それからヴィレステの拠点事業ということで、地方創生も重点として行っております。

このほか細かい主要事業につきましては、事業概要書のほうでありますので、また予算審査のほうで担当課のほうから説明をさせていただきます。以上で終わります。

○議長（橋井 満義君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 三島議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、見えない貧困に関する御質問についてでございます。本村におきましても、要保護・準要保護児童数の増加から推測いたしましても、相当数の御家庭が余裕のない状況にあるということは想像できるのではないかと理解しております。学校におきましては、さまざまな家庭の状況を前提として、学力保証及び生活づくりの面から、児童の実態把握に努めているところでございますが、中でも余裕のない貧困な状況につきましては、就学援助、集金等の滞納状況、衣類や持ち物など基本的な生活習慣の状況等を手がかりとして、児童の実態について把握するようにし

ているところでございます。学力保証及び生活づくりにつきましては、貧困のみならず発達障害などの特別な支援の必要性や、御家庭ごとの経済状況に関係なく行われる虐待ですとかネグレクトなどの要因も深くかかわっております、それらの情報を総合的に把握していかなければならないと考えております。これらのことのためにも、平成29年度からスクールソーシャルワーカーを配置させていただきまして、家庭と学校、関係機関とをつなぐ体制を整備するための予算を上程させていただいております。今後とも、鳥取県子どもの貧困対策推進計画等々を参考にしながら取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、給食費の無償化についてのお尋ねでございます。このことに関しましては、全国1740余りの自治体の中で、現在55の自治体が無償化を行っているとの新聞記事がございました。その大半は給食費の未納トラブルや保護者の負担軽減等を原因に上げているように理解しております。給食費に関する保護者負担につきましては、学校給食法の第11条、経費の負担の第2項に保護者の負担として明記されているところでございます。生活保護家庭や準要保護家庭など、援助を要する家庭への補助はもちろん行政として行ってまいっているところでございますので、現時点では給食無償化の考えは持っていないところでございます。

そして、就学援助費に関する御質問がございました。小・中学校とも周知時期は、毎年2月でございます。周知方法に関しましては、その周知の対象によって3つのパターンがございますが、1つ目、新1年生の保護者に対しましては、新入学説明会におきまして文書配布及び担当による口頭説明を行っているところでございます。2つ目、在校生につきましては、児童生徒が家庭に文書を持ち帰ることでお知らせするようにしております。そして3つ目、現在認定中の御家庭につきましては、継続の申請書と説明文を児童生徒が家庭に持ち帰ることによりまして、継続申請ができるようにしているところでございます。支給額、支給時期の御質問もございましたが、その部分の詳細につきましては、この後、教育課長より答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で三島議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 三島議員の御質問にお答えいたします。

支給額及び支給時期でございますが、小学校は7月に新入学学用品費として、これは新1年生が対象ですが、2万470円。修学旅行費、これは実費、かかった費用をお支払いしております。それから2年から6年生、在校生ですが、ここに学用品費の年額1万650円のうちの半額

825円を支給をしています。この残りにつきましては、あとの校外生活費それから5年生は全員長期宿泊に行きますので、長期宿泊費の実費というところで、これは年度末、3月に支給をさせていただきます。あと、医療費は実費を医療機関へ直接支払っております。給食費は実費を給食会計に直接支払いをしています。

中学校は新入学学用品費2万〳900円を6月ごろ支給ということですし、1年生の学用品費2万〳700円、2年、3年生の学用品費2万〳870円は年度末に支給をしています。修学旅行費、上限5万円ですが、これを実施時期に支給ということであります。医療費は実費を医療機関へ直接払い、給食費は7割を補助していますので、その7割に相当する額を給食費会計へ直接支払いをしています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 数字を上げては言いません。同僚議員が午前中に詳しく質問をされました。その中で、数字が出されて村長も回答をされております。ですので、数字を上げては申しませんが、高齢者の貧困っていうのは日吉津村は所得が高いので皆さんがそういうふうに向くと、相談したいなと思ってもやっぱり言いにくいというのがあると思うんですね。それはやっぱり、相談をどういうふうにして受けていくかっていうところにあると思います。配慮っていうか、そういうことだと思います。

それと、年金も日吉津村は県下でも高いです、平均をとってみますと。大体10万以下、8万くらいだろうと思うんですけども、日吉津村の場合は、資料をいただきました、ありがとうございます。11万ちょっと出てますね。そういう中から考えますと、無年金者の方もあるだろうと考えるんですけども、そういう人たちがやはり、何ていいですかね、そんなに気持ちの上で負担を感じないで相談に行けるっていうことが大事なことだと思うんですね。今後、生活支援っていうことをしていくっていうことがありますけれども、日吉津は高いからいいっていうことではなくて、その隠れた、それこそ隠れた貧困というか、そういうところに目を当ててほしい。それが全体を押し上げていくことであるし、またいろんなところへの活動の場を広げていくということになると思うんです。そういうことについて、どうお考えになってるのかなっていうことをお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 午前中の一般質問の中でも、我が村は平均的には所得が県下の中で一番高いところにあるというところでお答えをしたわけでありますけれども、高齢者の方が相談をにくいということですが。今は、福祉保健課の中でさまざまな生活相談を受けるという

体制にしておりまして、それはそれで一定の機能や役割を果たしているというふうに思っています。

高齢者と子育て関係が来られる割合が、僕が目算用でしかありませんけれども、子育てが6、高齢者が4の、いわゆる手続も含めてですね。そんなことで来ていらっしゃるのかなということでございますので、ああ、よう来りましたなということを使うと、多少口が濁ったりしますので、そのときはやっぱり生活相談に来ていらっしゃるのかなという気がしないでもないですけど。そんな受けとめ方は、先入観ではではないと思いつつながら、常々公平な対応をしなければならぬというふうに思っておるところでありますので。プライベートにかかわる相談においては、窓口でそこで相談内容に応じて隣の部屋で相談を受けておるという実態が現実ですので。はて、今ここでどうしたらいいのか、相談しにくいということを広報や相談体制はこんな形でとってまますよということ、広報やテレビなどで流すにしても、それはしていかなければなりませんけれども。相談しにくいところを、どんなふうに酌み取ってその対応をしていくのかなということでは、今適切なものを実は持ち合わせておりません。今の体制をどんなふうに進化させていくのかということ、検討していきたいというふうに思います。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 相談に対してですけれども、ヴィレスタが建設されるに当たってですけれども、相談室を設けてくださいということをお願いしてきました。現在も向こうでも相談をします、受けますということで、土日も出たりして頑張っていると思いますが、役場の相談室もですが、どなたかからもありましたけれども、あれは相談室ではないなということを感じています。やはり、皆さんの前を通って、いつも顔見えていくということではなくて、どっかからすっと入ってきて、何時に伺いますよとかがあれば、その時間におって受けていただくとか。そういう体制づくりということが、本当は要るんだということ、を思います。

それと、これ行政懇談会でも言いましたけれども、行政に対する相談にしても民生委員さんに対する相談にしても、福祉センターで受けてはいただいております。ですが、あそこの場所に行った場合に、皆さんが本当に自分の気持ちを話せるかっていうことの体制だと思います。何しに来たってということがあると、もう話せないってことがあるんですね。ですので、やはり普通に行って普通に話ができる場所ということ、第一にそこをこのところから検討していただきたいというふうに考えています。その点については、その後、行政懇談会でも申し上げましたので、検討していただいたかと思うんですが、どうなってますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） ヴィレステはとりあえず健康相談ということにしていますので、いわゆるもうちょっと目的を広げて相談ということになると、専門の人を配置、職員を配置するよりその職員が、健康相談に来なったことと同様に取り扱わんと、課題が違うという、人によって課題が違うという受けとめ方が嫌われると、好まれんということのようですので、そんな対応が必要なのかなという気がしたところでもあります。社協もそうだといいことでもあります。それから、窓口を通して顔を見せたくないというようなことも考えたときには、比較的この下の、福祉保健課の隣の相談室は、僕はある程度有効に使えておるなという気はしております。職員が窓口の担当者でない、その相談の担当者でない職員が問題の振り分けをできる体制にしてありますので、その課題によって隣の部屋に入ってもらおうというような選択もしていますので、ある程度のことはおしておるなという気はしておりますけれども、ヴィレステで相談を応じるかということになると、専門性をもうちょっと広げていかないけんということがありますので、ちょっと難しさはありますけれども、考え方としてはあると思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 対応を考えていただきたいです。

役場の相談室ですけれども、場所的には後ろからも入れるってことはありますが、あそここの場所もう少し整理をしていただいて、きちんとやっていただくということを検討してください。それを申し上げておきます。

それと、生活支援コーディネーターの配置ってことがありますが、この方は本当申し上げにくいですが、これからいろんなことを相談をしていくのにいろいろ経験を積んで豊かになっていきますかね、情報とかいろんな体験をしてこられた方に受けていただかないといけないなということを思っていますが、そういうところで、この方は正規ですか、非正規ですか。そういうことも教えてください。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） この方は、派遣を受けます。村民にもしっかり顔が見えておる、顔を知っていただいておりますし、それから高齢者の介護保険等のケアプランも自分で立てることの資格もお持ちの方ですので、それは心配ないというふうに見てます。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 村内の方か村外の方か、それはわかりませんが、余りよく知っているという、また反対に話しにくいってこともありまして、そういうこともあるんですよね。今聞いたところによると、新人さんではないなっていうことは思いますので、その点

では、少し安心もできるかっていうことがあります。やはりいろんなことを経験をしてこられて、豊かに対応していただけるっていう方を配置していただきたいっていうことを申し上げておきたいと思います。

時間がだんだん少なくなってきましたので、済みません、次、子供の貧困に移りますけれども、日吉津村の小学生で朝食を食べてこないって子供が現在もありますでしょうか。その点をどういうふう把握しとられますか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 三島議員の御質問にお答えします。

毎日というところではありませんけれども、朝食をきょうは食べていないなというようなことを教員が把握をしたりということもあります。それは大体二、三人かなというところで把握しております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） その二、三人ってというのは、先ほど教育長からの答弁の中にもいただきましたけれども、準要保護ってというのがだんだんふえてきておる、対象になるようなのがってというのがあったと思いますけれども、そういうところに含まれている方なんでしょうかね。子供もですけれども、高齢者もですけれども、子供も見えない貧困っていうことがありますね。これも、やはり日吉津村の生活状況っていうか、収入の状況ってというのが全体的に高いと、やはり親御さんも、何か助けてくださいって言うことが言いにくいって言う状況が起こってくると思うんですよね。その点をよく把握をしていただきたいなっていうふうに思っております。

それでですけれども、いろんな状況はあると思いますが、県の子どもの貧困対策推進計画に倣うというか、それに準じてやっていきたいって言う話もいただきましたけれども、日吉津村の子育てについての計画の中でこういうことを検討されるって言うことはないでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 三島議員の御質問の中で、子どもの貧困対策推進計画ということで県が出している、その中にスクールソーシャルワーカー配置というのがありますので、29年度からそのスクールソーシャルワーカーを配置すると。これも社会福祉士等の資格を持つといいながら、経験がある方でないとできませんので、他の地域ですけれども経験を積んだ方ということで今考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 何にしましても、社会福祉士とか何かの資格を持った方って言う

ことがあります。先ほども言いました、高齢者に対する生活支援もですし、ソーシャルワーカーにしてもそういうふうな資格を持った方とか、いろいろ経験をされてきておる人っていうことがありますけれども。その人の、こういう言い方はちょっと厳しいかもしれませんが、やられる取り組み方にあると思ってますね。ですので、そののところがよく指導っていいですか、見ていただいて、日吉津村の地域をよく知っていただくということが一番のことだと思いますので、そののところから入っていただいて、みんなの相談に乗っていただくということを進めていってほしいと思います。そのことは申し上げておきたいと思います。

済みません、時間がなくなってしまいました。済みません、次、小・中学校の給食費の無料化のことですが、同僚議員の質問に対しまして、教育長から先行事例に倣ってっていうこともありました。ですので、全国では今おっしゃいましたようにたくさんの無料化とか半額助成とか、そういうことが行われております。教育基本法っていうことはわかっておりますけれども、現在の社会情勢の中で子供たちに何でしょうね、負担っていうか、そういう心配をかけないっていう中から、日吉津村もですけども、絶対はないとは言えないと思ってますので、子育て支援をあわせてそういう見ない貧困も含めて、今後、給食費に対して助成とかをしていくことを検討はされないかというところを改めてお伺いしたいと思います。

小・中学生の親御さんにお伺いしますと、給食費の補助があると大変助かるっていうことを聞きます。給食費が重い、2人おりますと1万円ぐらいかかりますね。ただ助成するっていうことではありませんけども、子供が健やかに育っていくっていうことを考えた場合に、そういうふうに捉えて、今後検討はされないかっていうことをもう一度お伺いしたと思います。

○議長（橋井 満義君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 三島議員おっしゃるとおり、子供が悲しい思いをしたり、惨めな思いをしたり、そのことだけは絶対ないようにしていかなければならないというふうに思っておりますので、学校の担任、教職員が子供の状況を先ほどおっしゃいましたように、細かなところまできちんと配慮したり、目を届かせるようにしていかなければならないと改めて感じたところでございます。

給食費の無償に関しましては、おっしゃいますように一部補助、一部助成という自治体もふえてきております。350ぐらいでしたか、出てきているというのは把握しておるところでございますので。そういう県内、それから全国的な状況を、もう少し見ながら考えていかなければならないと思ってるところでございまして。無償化に向けてすぐ検討するという状況には、ちょっとならないかもしれませんが、状況を見定めてまいりたいというふうに思います。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 次、就学援助費のことについてですけれども、支払い時期は29年っていうか、せめて3月とかっていう支払いにはならないですかね。これ、だんだん前倒しで実施をされておりますね。ここのところをどういうふうにお考えでしょう。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 今、3月とおっしゃいますのは、年度が始まる前にという意味ですね。

○議員（5番 三島 尋子君） そういうことです。

○教育課長（松尾 達志君） これは、やはりそこに学籍をしているということが一つありますので、先ほど日吉津の小学校、7月に半額と言いました。7月に半額払うと、2カ月分先に払った格好になるんです。これも途中で転出されると、月割りで計算して返していただかなくなるようになってしまうので、これは一つ検討が必要かなと今思ってるんです。西部の状況を見ますと、学期末に学用品費は払うようにしてるようですので、それは実績に応じてという部分だと思うので、これはちょっと検討したいと思ってます。

もう一つある新入学の準備品について、3月に払えないかという、多分思いだと思いますが、これは新入学をするということになって、申請を3月の中旬までにしていただくようになってます。3月末に、教育委員会の定例会にかけて確定をしますが、やはりこれは4月になっての該当になりますので、4月になった早い時点で、該当になる方には新入学時の部分についてはお支払いをする検討をしたいなということだと思ってます。3月の前倒しという部分を、国のほうが要保護児童の学用品費については、これは補助対象になる部分なんですけども、検討したいと言っていますが、そうした場合の支給については検討が必要だということで、今、国はそういったことは検討はしてますけども、確定はさせていません。もし、国がそういうことで前の年度で次の年度分を担保したような支払いをするというような、きちんとした事務的な手続ができるようでしたら、そこでは検討はしたいと思ってます。ただ、あとのものについては、やはり実績払いということで検討していきます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 先ほど、4月支払いっておっしゃいましたね、3月申請をして。今年度、29年度見ますと、倍ぐらいに上がるのと違いますか。違いますかね。それは、新しい年度の費用としてお支払いになるっていうことなんではないでしょうか。それはどうでしょうね。それと、私ちょっと調べたところでは、前倒しをして2月、3月に支払うということがだんだんふえてき

てますっていうことを、私の調査からは酌み取ってますけども、それは違うんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 倍になるというのは、予算書の話ですか。村の予算が……。

○議員（5番 三島 尋子君） 国の費用。

○教育課長（松尾 達志君） 国の費用ですか。

○議員（5番 三島 尋子君） はい。

○教育課長（松尾 達志君） 国の費用については、単価についてはまだ県のほうにも流れてませんし、こちらにも流れてません。国が予算を確保するときの文科省の予算説明の中には、単価を上げることがあったので、うちの予算編成にも合わせてそういうことがあるんだったら、うちも考えないといけないということで県に問い合わせしましたが、単価についてはまだ流れていません。これは、うちの準要保護は単村費でやっています。どこもですけども。いわゆる、国の補助金は17年からなくなっています。何を単価の参照にしているかっていうと、特別支援学級の支援の単価を参酌して、同程度の額を基礎にしていますけども、その単価を変えるということで国が言っていますけども、そのものは流れていません。そういったことになれば、また単価については検討したいと思っています。前倒しにしているという状況は、確認していません。全て、実績払いということになっています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 最後に、ちょっと申し上げたいと思って、ちょっと申し上げておきます。

2番の新年度の予算編成に当たっては、予算編成審議がありますので、そのところでまた全議員がやらせていただきたいと思っておりますので、それは御了解ください。

給食費とか貧困のことについてでありますけれども、いろんな面で大変とは思いますが。全額で幾らになるかっていうことを計算していただいてお聞きしたいとは思いますが。予算書を見ますと、民間企業への補助金ということもありますし、そういうことを考えますと、日吉津村に住む子供たちに対して助成をしていくっていうことをぜひとも検討していただきたい。高齢者の方に対してもですけども、皆さんと一緒に日吉津村の住民として育っていける。そして、またここに帰ってきてくれるようにっていうことを願いながら、そういう支援をしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋井 満義君） 以上で三島尋子議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は3月13日月曜日9時より議案質疑を行いますので、議場へ各自御参集ください。

本日はこれをもって散会をいたします。御苦労さまでした。

午後2時00分散会
